明治五年三月三十一日第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十二年十二月十五日

第五十七回国会 衆議院会議録 第六号

昭和四十二年十二月十五日（金曜日）

昭和四十二年十二月十五日
午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件
日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件
昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）
昭和四十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）
取引所税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後五時十五分開議

○議長（石井光次郎君）　これより会議を開きます。

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長（石井光次郎君）　おはかりいたします。
内閣から、日本銀行政策委員会委員に大久保太三郎君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。
［賛成者起立］
○議長（石井光次郎君）　起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）
昭和四十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○竹内黎一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）、昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）、昭和四十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（石井光次郎君）　竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（石井光次郎君）　御異議なしと認めます。
昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）、昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）、昭和四十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）

右
国会に提出する。
昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

昭和42年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条　既定の昭和42年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	歳入(円)	歳出(円)
昭和42年度成立予算総額	4,950,910,180,000	4,950,910,180,000
補正額　追加額	325,730,763,000	301,413,996,000
補正額　修正減少額	△ 73,204,000,000	△ 48,887,233,000
補正額　差引額	252,526,763,000	252,526,763,000
改昭和42年度予算総額	5,203,436,943,000	5,203,436,943,000

第2条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。
第3条　「財政法」第15条第1項の規定により昭和42年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。
第4条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。
第5条　昭和42年度一般会計予算総則第6条第1項に定める昭和42年度において公債を発行することができる限度額「800,000,000,000円」を「731,000,000,000円」に改める。
第6条　昭和42年度一般会計予算総則第14条第3表第1号に掲げる各組織の間又は各項の間において

移用することができる経費のうち「暫定手当」の次に「、調整手当」を加える。

甲号　歳入歳出予算補正

歳　入

総理府主管

(追加額)　円

(部) 雑収入　360,230,000

(款) 諸収入　360,230,000

(項) 弁償及返納金　360,230,000

法務省主管

(追加額)

(部) 雑収入　5,193,082,000

(款) 諸収入　5,193,082,000

(項) 懲罰及没収金　4,468,467,000

矯正官署作業収入　724,615,000

大蔵省主管

(追加額)

(部) 租税及印紙収入　282,913,000,000

(款) 租税　282,066,000,000

(項) 所得税　85,433,000,000

法人税　128,972,000,000

酒税　19,694,000,000

揮発油税　5,978,000,000

物品税　22,231,000,000

関税　19,758,000,000

(款) 印紙収入　847,000,000

(項) 印紙収入　847,000,000

(部) 専売納付金　8,000,000,000

(款) 日本専売公社納付金　8,000,000,000

(項) 日本専売公社納付金　8,000,000,000

(部) 官業益金及官業収入　240,580,000

(款) 官業益金　240,580,000

(項) 印刷局特別会計受入金　240,580,000

(部) 政府資産整理収入　320,016,000

(款) 国有財産処分収入　320,016,000

(項) 国有財産売払収入　320,016,000

(部) 雑収入　13,034,000,000

(款) 納付金　13,034,000,000

(項) 日本銀行納付金　13,034,000,000

計　304,507,596,000

(修正減少額)

(部) 租税及印紙収入　△ 4,204,000,000

(款) 租税　△ 4,204,000,000

(項) 有価証券取引税　△ 4,204,000,000

(部) 公債金　△ 69,000,000,000

(款) 公債金　△ 69,000,000,000

(項) 公債金　△ 69,000,000,000

計　△ 73,204,000,000

大蔵省主管補正額合計　231,303,596,000

農林省主管

(追加額)

(部) 雑収入　3,309,178,000

(款) 納付金　3,309,178,000

(項) 日本中央競馬会納付金　3,309,178,000

通商産業省主管

(追加額)

(部) 専売納付金　1,005,677,000

(款) アルコール専売事業特別会計納付金　1,005,677,000

(項) アルコール専売事業特別会計納付金　1,005,677,000

郵政省主管

(追加額)

(部) 租税及印紙収入　11,355,000,000

(款) 印紙収入　11,355,000,000

(項) 印紙収入　11,355,000,000

歳入補正額総計　252,526,763,000

歳　出

国会所管

(組織) 衆議院

(追加額)　円

(項) 衆議院　285,383,000

(修正減少額)

(項) 衆議院　△ 69,508,000

差引補正額	215,875,000
（組織）参議院	
（追加額）	
（項）参議院	190,789,000
（修正減少額）	
（項）参議院	△ 48,261,000
差引補正額	142,528,000
（組織）国立国会図書館	
（追加額）	
（項）国立国会図書館	59,398,000
（修正減少額）	
（項）国立国会図書館	△ 32,850,000
差引補正額	26,548,000
（組織）裁判官訴追委員会	
（修正減少額）	
（項）裁判官訴追委員会	△ 182,000
（組織）裁判官弾劾裁判所	
（修正減少額）	
（項）裁判官弾劾裁判所	△ 149,000
裁判費	△ 16,000
計	△ 165,000
国会所管補正額合計	384,604,000

裁判所所管

（組織）裁判所	
（追加額）	
（項）最高裁判所	248,898,000
下級裁判所	1,283,538,000
計	1,532,436,000
（修正減少額）	
（項）最高裁判所	△ 48,852,000
下級裁判所	△ 262,174,000
裁判費	△ 19,699,000
計	△ 330,725,000
差引補正額	1,201,711,000
（組織）検察審査会	
（修正減少額）	
（項）検察審査会	△ 751,000
裁判所所管補正額合計	1,200,960,000

会計検査院所管

（組織）会計検査院	
（追加額）	
（項）会計検査院	96,441,000
（修正減少額）	
（項）会計検査院	△ 29,350,000
差引補正額	67,091,000

内閣所管

（組織）内閣官房	
（修正減少額）	
（項）内閣官房	△ 62,703,000
（組織）内閣法制局	
（修正減少額）	
（項）内閣法制局	△ 780,000
（組織）人事院	
（追加額）	
（項）人事院	35,173,000
（修正減少額）	
（項）人事院	△ 21,006,000
差引補正額	14,167,000
（組織）国防会議	
（修正減少額）	
（項）国防会議	△ 714,000
内閣所管補正額合計	△ 50,030,000

総理府所管

（組織）総理本府	
（追加額）	
（項）総理本府	140,291,000
恩給費	1,700,000,000
恩給支給事務費	28,579,000
沖縄援助其他諸費	1,284,000
計	1,870,154,000
（修正減少額）	
（項）総理本府	△ 112,423,000
新生活運動助成費	△ 16,709,000
恩給支給事務費	△ 14,884,000
統計調査費	△ 6,360,000

国勢調査費	△	1,969,000
沖縄援助其他諸費	△	6,369,000
国民健康体力増強費	△	12,246,000
青少年健全育成対策費	△	24,027,000
旧勲章年金受給者一時金支給費	△	197,000
計	△	195,184,000
差引補正額		1,674,970,000
(組織)日本学術会議		
(修正減少額)		
(項)日本学術会議	△	9,413,000
(組織)近畿圏整備本部		
(修正減少額)		
(項)近畿圏整備本部	△	2,763,000
(組織)中部圏開発整備本部		
(追加額)		
(項)中部圏開発整備本部		1,729,000
(修正減少額)		
(項)中部圏開発整備本部	△	2,666,000
差引補正額	△	937,000
(組織)公正取引委員会		
(修正減少額)		
(項)公正取引委員会	△	3,071,000
(組織)警察庁		
(追加額)		
(項)警察庁		620,454,000
科学警察研究所		8,812,000
皇宮警察本部		63,018,000
都道府県警察費補助		527,855,000
計		1,220,139,000
(修正減少額)		
(項)警察庁	△	600,405,000
科学警察研究所	△	4,051,000
皇宮警察本部	△	16,689,000
計	△	621,145,000
差引補正額		598,994,000
(組織)土地調整委員会		
(修正減少額)		
(項)土地調整委員会	△	220,000
(組織)首都圏整備委員会		
(修正減少額)		
(項)首都圏整備委員会	△	3,772,000
(組織)宮内庁		
(追加額)		
(項)宮内庁		80,391,000
(修正減少額)		
(項)宮内庁	△	21,401,000
差引補正額		58,990,000
(組織)行政管理庁		
(追加額)		
(項)行政管理庁		191,586,000
(修正減少額)		
(項)行政管理庁	△	32,529,000
差引補正額		159,057,000
(組織)北海道開発庁		
(追加額)		
(項)北海道開発庁		144,435,000
揮発油税等財源北海道道路整備事業費		81,500,000
北海道開発事業工事諸費		410,844,000
計		636,779,000
(修正減少額)		
(項)北海道開発庁	△	23,750,000
北海道開発計画費	△	9,828,000
北海道住宅対策諸費	△	398,000
北海道開発事業附帯事務費	△	17,427,000
北海道開発事業工事諸費	△	40,040,000
計	△	91,443,000
差引補正額		545,336,000
(組織)防衛本庁		
(追加額)		
(項)防衛本庁		9,188,864,000
(修正減少額)		
(項)防衛本庁	△	3,158,473,000
研究開発費	△	57,795,000

施設整備等附帯事務費	△	11,465,000
計	△	3,227,733,000
差引補正額		5,961,131,000
（組織）防衛施設庁		
（追加額）		
（項）防衛施設庁		207,723,000
調達労務管理事務費		45,765,000
計		253,488,000
（修正減少額）		
（項）防衛施設庁	△	59,542,000
調達労務管理事務費	△	4,266,000
施設運営等関連諸費	△	9,110,000
計	△	72,918,000
差引補正額		180,570,000
（組織）経済企画庁		
（追加額）		
（項）経済企画庁		39,134,000
（修正減少額）		
（項）経済企画庁	△	35,283,000
国土調査費	△	40,814,000
経済研究所	△	1,427,000
計	△	77,524,000
差引補正額	△	38,390,000
（組織）科学技術庁		
（追加額）		
（項）科学技術庁		36,705,000
航空宇宙技術研究所		28,561,000
金属材料技術研究所		25,883,000
放射線医学総合研究所		16,949,000
計		108,098,000
（修正減少額）		
（項）科学技術庁	△	25,566,000
科学技術振興費	△	5,365,000
特別研究促進調整費	△	17,400,000
潜水調査船建造費	△	74,000
原子力平和利用研究促進費	△	17,997,000
国立機関原子力試験研究費	△	15,439,000
放射能調査研究費	△	3,736,000
原子力発電所立地調査費	△	141,000
航空宇宙技術研究所	△	29,131,000
金属材料技術研究所	△	26,474,000
放射線医学総合研究所	△	12,527,000
国立防災科学技術センター	△	1,687,000
宇宙開発推進本部	△	24,394,000
無機材質研究所	△	3,889,000
科学技術振興出資	△	91,000,000
計	△	274,820,000
差引補正額	△	166,722,000
総理府所管補正額合計		8,953,760,000

法務省所管

（組織）法務本省		
（追加額）		
（項）法務本省		390,710,000
外国人登録事務費		6,055,000
計		396,765,000
（修正減少額）		
（項）法務本省	△	63,299,000
訟務費	△	1,518,000
外国人登録事務費	△	2,308,000
計	△	67,125,000
差引補正額		329,640,000
（組織）法務総合研究所		
（修正減少額）		
（項）法務総合研究所	△	1,374,000
国連犯罪防止アジア地域研修協力費	△	1,497,000
計	△	2,871,000
（組織）法務局		
（追加額）		
（項）法務局		436,839,000
（修正減少額）		
（項）法務局	△	68,853,000

登記諸費	△ 11,813,000
計	△ 80,666,000
差引補正額	356,173,000
(組織) 検察庁	
(追加額)	
(項) 検察官署	684,516,000
(修正減少額)	
(項) 検察官署	△ 119,752,000
検察費	△ 24,762,000
計	△ 144,514,000
差引補正額	△ 540,002,000
(組織) 矯正官署	
(追加額)	
(項) 刑務所	876,948,000
少年院	121,960,000
少年鑑別所	67,499,000
計	1,066,407,000
(修正減少額)	
(項) 矯正官署	△ 479,000
刑務所	△ 122,782,000
刑務所収容費	△ 6,635,000
刑務所作業費	△ 3,154,000
少年院	△ 15,216,000
少年院収容費	△ 476,000
少年鑑別所	△ 11,721,000
少年鑑別所収容費	△ 211,000
婦人補導院	△ 245,000
婦人補導院収容費	△ 15,000
計	△ 160,934,000
差引補正額	905,473,000
(組織) 更生保護官署	
(修正減少額)	
(項) 更生保護官署	△ 3,879,000
補導援護費	△ 1,926,000
計	△ 5,805,000
(組織) 地方入国管理官署	
(追加額)	
(項) 地方入国管理官署	76,266,000
(修正減少額)	
(項) 地方入国管理官署	△ 21,050,000
護送収容費	△ 819,000
計	△ 21,869,000
差引補正額	54,397,000
(組織) 公安審査委員会	
(修正減少額)	
(項) 公安審査委員会	△ 85,000
(組織) 公安調査庁	
(修正減少額)	
(項) 公安調査庁	△ 35,482,000
法務省所管補正額合計	2,141,442,000
外務省所管	
(組織) 外務本省	
(追加額)	
(項) 国際分担金其他諸費	264,873,000
(修正減少額)	
(項) 外務本省	△ 226,868,000
海外経済技術協力費	△ 308,438,000
移住振興費	△ 42,498,000
旧外地関係整理費	△ 83,000
計	△ 577,887,000
差引補正額	△ 313,014,000
(組織) 在外公館	
(修正減少額)	
(項) 在外公館	△ 159,133,000
外務省所管補正額合計	△ 472,147,000
大蔵省所管	
(組織) 大蔵本省	
(追加額)	
(項) 大蔵本省	157,001,000
国家公務員共済組合連合会等助成費	6,614,000
産業投資特別会計へ繰入	5,000,000,000
計	5,163,615,000
(修正減少額)	
(項) 大蔵本省	△ 90,430,000

国家公務員共済組合連合会等助成費	△ 2,223,000
国債費	△ 8,869,201,000
海運業再建整備日本開発銀行交付金	△ 253,000,000
国民金融公庫補給金	△ 66,225,000
予備費	△ 17,000,000,000
計	△ 26,281,079,000
差引補正額	△ 21,117,464,000
（組織）財務局	
（追加額）	
（項）財務局	285,247,000
（修正減少額）	
（項）財務局	△ 123,849,000
差引補正額	161,398,000
（組織）税関	
（追加額）	
（項）税関	380,037,000
（修正減少額）	
（項）税関	△ 142,529,000
差引補正額	237,508,000
（組織）国税庁	
（追加額）	
（項）税務官署	3,595,462,000
（修正減少額）	
（項）税務官署	△ 753,976,000
滞納整理費	△ 13,543,000
醸造試験所	△ 1,587,000
計	△ 769,106,000
差引補正額	2,826,356,000
大蔵省所管補正額合計	△ 17,892,202,000

文部省所管

（組織）文部本省	
（追加額）	
（項）文部本省	86,140,000
義務教育費国庫負担金	18,276,788,000
養護学校教育費国庫負担金	248,210,000
初等中等教育助成費	13,133,000
育英及学徒援護事業費	7,121,000
私立学校助成費	1,706,000
国立学校運営費	4,579,307,000
計	23,212,405,000
（修正減少額）	
（項）文部本省	△ 122,130,000
教育統計調査費	△ 2,478,000
文化功労者年金	△ 1,000,000
義務教育教科書費	△ 103,000
初等中等教育助成費	△ 142,904,000
産業教育振興費	△ 89,280,000
科学振興費	△ 36,113,000
育英及学徒援護事業費	△ 7,435,000
南極地域観測事業費	△ 3,229,000
社会教育及文化振興費	△ 44,862,000
体育振興費	△ 47,678,000
学校給食費	△ 6,851,000
学校給食施設整備費	△ 41,731,000
私立学校助成費	△ 51,867,000
国立学校運営費	△ 2,208,437,000
計	△ 2,806,098,000
差引補正額	20,406,307,000
（組織）文部本省所轄機関	
（修正減少額）	
（項）日本ユネスコ国内委員会	△ 3,628,000
国立教育研究所	△ 1,471,000
国立科学博物館	△ 3,296,000
国立近代美術館	△ 3,455,000
国立西洋美術館	△ 409,000
国立社会教育研修所	△ 602,000
緯度観測所	△ 967,000
統計数理研究所	△ 1,213,000
国立遺伝学研究所	△ 1,291,000
国立国語研究所	△ 803,000
日本芸術院	△ 7,736,000
日本学士院	△ 8,993,000
国立青年の家	△ 5,200,000

計	△	39,064,000
(組織) 文化財保護委員会		
(修正減少額)		
(項) 文化財保護委員会	△	6,621,000
文化財保存事業費	△	16,987,000
国立博物館	△	5,318,000
国立文化財研究所	△	1,821,000
計	△	30,747,000
文部省所管補正額合計		20,336,496,000
厚生省所管		
(組織) 厚生本省		
(追加額)		
(項) 厚生本省		290,484,000
厚生統計調査費		13,093,000
保健衛生諸費		398,428,000
結核医療費		90,193,000
精神衛生費		430,000
生活保護費		400,872,000
身体障害者保護費		35,587,000
老人福祉費		241,334,000
婦人保護費		13,042,000
社会福祉諸費		6,957,000
児童保護費		2,643,968,000
特別児童扶養手当		405,000
児童扶養手当		5,514,000
社会保険国庫負担金		376,649,000
国民健康保険助成費		19,222,489,000
国民年金国庫負担金		452,403,000
遺族及留守家族等援護費		368,048,000
計		24,559,896,000
(修正減少額)		
(項) 厚生本省	△	160,143,000
国立公園等管理費	△	5,268,000
厚生統計調査費	△	9,754,000
科学研究費	△	7,278,000
保健衛生諸費	△	81,314,000
結核医療費	△	1,036,000
原爆障害対策費	△	423,000
精神衛生費	△	3,941,000
国立病院設備費等諸費	△	40,651,000
生活保護費	△	35,206,000
身体障害者保護費	△	24,262,000
老人福祉費	△	24,802,000
婦人保護費	△	2,604,000
社会福祉諸費	△	4,745,000
災害救助費	△	224,000
児童保護費	△	16,963,000
特別児童扶養手当	△	249,000
児童扶養手当	△	797,205,000
社会保険国庫負担金	△	90,407,000
厚生年金基金等助成費	△	638,000
国民健康保険助成費	△	15,927,000
国民年金国庫負担金	△	45,265,000
遺族及留守家族等援護費	△	11,425,000
計	△	1,379,730,000
差引補正額		23,180,166,000
(組織) 厚生省試験研究機関		
(追加額)		
(項) 国立公衆衛生院		15,712,000
国立予防衛生研究所		36,249,000
国立衛生試験所		21,652,000
計		73,613,000
(修正減少額)		
(項) 人口問題研究所	△	585,000
国立公衆衛生院	△	7,695,000
国立精神衛生研究所	△	813,000
国立栄養研究所	△	1,558,000
国立予防衛生研究所	△	15,376,000
血清其他製造及検定費	△	4,033,000
国立らい研究所	△	666,000
病院管理研究所	△	287,000
国立衛生試験所	△	7,450,000
医薬品等検定費	△	2,069,000
計	△	40,532,000
差引補正額		33,081,000
(組織) 検疫所		

（追加額）		
（項）検疫所		44,412,000
（修正減少額）		
（項）検疫所	△	15,176,000
差引補正額		29,236,000
（組織）国立療養所		
（追加額）		
（項）国立療養所経営費		1,114,538,000
国立らい療養所経営費		113,695,000
国立療養所看護婦養成費		7,420,000
計		1,235,653,000
（修正減少額）		
（項）国立療養所経営費	△	119,512,000
国立らい療養所経営費	△	12,301,000
国立療養所看護婦養成費	△	3,322,000
計	△	135,135,000
差引補正額		1,100,518,000
（組織）国立更生援護機関		
（追加額）		
（項）国立光明寮		10,004,000
国立教護院		3,435,000
国立精神薄弱児養護院		1,936,000
計		15,375,000
（修正減少額）		
（項）国立光明寮	△	1,485,000
国立身体障害者更生指導所	△	1,271,000
国立保養所	△	580,000
国立ろうあ者更生指導所	△	663,000
国立教護院	△	1,076,000
国立精神薄弱児養護院	△	554,000
計	△	5,629,000
差引補正額		9,746,000
（組織）地方医務局		
（追加額）		
（項）地方医務局		16,056,000
（修正減少額）		
（項）地方医務局	△	4,051,000
差引補正額		12,005,000
（組織）麻薬取締官事務所		
（修正減少額）		
（項）麻薬取締官事務所	△	2,959,000
厚生省所管補正額合計		24,361,793,000

農林省所管

（組織）農林本省		
（追加額）		
（項）農林本省		204,081,000
農業保険費		936,015,000
農業振興費		96,484,000
農業改良普及事業費補助		308,344,000
開拓者助成費		12,974,000
自作農創設維持助成費		22,240,000
蚕糸業振興費		42,696,000
土地改良事業費		15,667,000
干拓事業費		16,132,000
農業施設災害関連事業費		175,042,000
昭和42年発生農業施設災害関連事業費		232,014,000
農業施設災害復旧事業費		2,318,277,000
昭和42年発生農業施設災害復旧事業費		2,569,390,000
計		6,949,356,000
（修正減少額）		
（項）農林本省	△	99,985,000
農林金融費	△	348,791,000
農業保険費	△	15,892,000
農林漁業統計調査費	△	12,255,000
農業振興費	△	122,463,000
へき地農山漁村電気導入事業費	△	405,000
農業構造改善対策費	△	45,435,000
農業改良普及事業費補助	△	51,157,000
土地改良対策諸費	△	2,225,000
開拓者助成費	△	11,970,000
自作農創設維持助成費	△	7,382,000
畜産振興費	△	73,040,000

蚕糸業振興費	△	21,378,000
園芸振興費	△	73,196,000
土地改良事業費	△	3,336,000
干拓事業費	△	4,073,000
土地改良事業等附帯事務費	△	10,843,000
計	△	903,826,000
差引補正額		6,045,530,000
(組織) 農林水産技術会議		
(追加額)		
(項) 農林水産業技術振興費		6,460,000
(修正減少額)		
(項) 農林水産技術会議	△	2,380,000
農林水産業技術振興費	△	47,480,000
計	△	49,860,000
差引補正額	△	43,400,000
(組織) 農林本省試験研究機関		
(追加額)		
(項) 茶業試験場		2,503,000
農業試験場		39,665,000
蚕糸試験場		29,821,000
家畜衛生試験場		22,355,000
計		94,344,000
(修正減少額)		
(項) 農業技術研究所	△	6,242,000
農事試験場	△	3,809,000
畜産試験場	△	4,417,000
園芸試験場	△	3,921,000
茶業試験場	△	1,557,000
農業土木試験場	△	2,378,000
農業試験場	△	23,392,000
農業総合研究所	△	1,388,000
蚕糸試験場	△	14,704,000
家畜衛生試験場	△	9,249,000
放射線育種場	△	322,000
食糧研究所	△	1,976,000
植物ウイルス研究所	△	879,000
計	△	74,234,000
差引補正額		20,110,000
(組織) 農林本省検査指導機関		
(追加額)		
(項) 牧場及農場		39,847,000
(修正減少額)		
(項) 肥飼料検査所	△	1,820,000
農薬検査所	△	537,000
輸出品検査所	△	1,821,000
生糸検査所	△	2,299,000
動物医薬品検査所	△	1,484,000
植物防疫所	△	3,037,000
動物検疫所	△	1,344,000
牧場及農場	△	25,298,000
計	△	37,640,000
差引補正額		2,207,000
(組織) 地方農政局		
(追加額)		
(項) 地方農政局		115,465,000
農地事業工事諸費		56,936,000
計		172,401,000
(修正減少額)		
(項) 地方農政局	△	35,863,000
農地事業工事諸費	△	11,323,000
計	△	47,186,000
差引補正額		125,215,000
(組織) 統計調査事務所		
(追加額)		
(項) 統計調査事務所		545,307,000
(修正減少額)		
(項) 統計調査事務所	△	70,876,000
差引補正額		474,431,000
(組織) 食糧庁		
(追加額)		
(項) 食糧管理費		118,000,000,000
(修正減少額)		
(項) 食糧庁	△	2,235,000
糖価安定対策費	△	3,036,000
国産大豆等保護対策費	△	189,000

計	△ 5,460,000
差引補正額	117,994,540,000
（組織）林野庁	
（追加額）	
（項）林業振興費	49,974,000
山林施設災害復旧事業費	38,705,000
昭和42年発生山林施設災害復旧事業費	59,491,000
林業試験場	44,753,000
計	192,923,000
（修正減少額）	
（項）林野庁	△ 4,025,000
林業振興費	△ 64,228,000
治山事業費	△ 1,281,000
山林事業附帯事務費	△ 1,076,000
林業試験場	△ 21,604,000
計	△ 92,214,000
差引補正額	100,709,000
（組織）水産庁	
（追加額）	
（項）漁業調査取締費	6,931,000
水産業振興費	83,825,000
昭和42年発生漁港施設災害関連事業費	320,000
漁港施設災害復旧事業費	54,705,000
昭和42年発生漁港施設災害復旧事業費	6,649,000
水産研究所	43,873,000
真珠研究所	1,012,000
計	197,315,000
（修正減少額）	
（項）水産庁	△ 9,554,000
漁業調査取締費	△ 34,217,000
水産業振興費	△ 38,759,000
漁港整備事業附帯事務費	△ 359,000
水産研究所	△ 14,869,000
真珠検査所	△ 190,000
真珠研究所	△ 356,000
水産大学校	△ 4,317,000
北海道鮭鱒孵化場	△ 3,718,000
計	△ 106,339,000
差引補正額	90,976,000
農林省所管補正額合計	124,810,318,000
通商産業省所管	
（組織）通商産業本省	
（追加額）	
（項）通商産業本省	231,168,000
輸出保険費	3,000,000,000
計	3,231,168,000
（修正減少額）	
（項）通商産業本省	△ 94,740,000
商工鉱業統計調査費	△ 4,113,000
貿易振興及経済協力費	△ 234,631,000
生産性向上対策費	△ 4,435,000
工業用水道事業費	△ 5,383,000
民間中型輸送機振興開発費	△ 6,599,000
繊維工業構造改善対策費	△ 59,691,000
地下資源開発費	△ 849,000
石炭対策特別会計へ繰入	△ 92,169,000
計	△ 502,610,000
差引補正額	2,728,558,000
（組織）通商産業本省検査機関	
（追加額）	
（項）工業品検査所	20,206,000
繊維製品検査所	13,984,000
計	34,190,000
（修正減少額）	
（項）工業品検査所	△ 7,043,000
繊維製品検査所	△ 3,060,000
計	△ 10,103,000
差引補正額	24,087,000
（組織）工業技術院	
（追加額）	
（項）計量研究所	10,532,000
機械試験所	13,797,000
東京工業試験所	15,042,000

大阪工業技術試験所		15,842,000
名古屋工業技術試験所		14,200,000
地質調査所		24,139,000
電気試験所		23,245,000
資源技術試験所		27,685,000
四国工業技術試験所		1,730,000
東北工業技術試験所		2,498,000
計		148,710,000
（修正減少額）		
（項）工業技術院	△	3,606,000
鉱工業技術振興費	△	100,232,000
大型工業技術研究開発費	△	75,080,000
計量研究所	△	7,767,000
機械試験所	△	10,117,000
東京工業試験所	△	13,635,000
大阪工業技術試験所	△	9,031,000
名古屋工業技術試験所	△	9,359,000
発酵研究所	△	755,000
繊維工業試験所	△	1,752,000
地質調査所	△	15,723,000
電気試験所	△	24,695,000
産業工芸試験所	△	2,027,000
資源技術試験所	△	12,356,000
北海道工業開発試験所	△	2,026,000
九州工業技術試験所	△	4,220,000
四国工業技術試験所	△	537,000
東北工業技術試験所	△	1,130,000
計	△	294,048,000
差引補正額	△	145,338,000
（組織）特許庁		
（追加額）		
（項）特許庁		87,263,000
（修正減少額）		
（項）特許庁	△	53,027,000
発明実施化助成費	△	394,000
計	△	53,421,000
差引補正額		33,842,000
（組織）中小企業庁		
（追加額）		
（項）中小企業対策費		9,329,000
（修正減少額）		
（項）中小企業庁	△	690,000
中小企業対策費	△	131,739,000
計	△	132,429,000
差引補正額	△	123,100,000
（組織）通商産業局		
（追加額）		
（項）通商産業局		171,392,000
（修正減少額）		
（項）通商産業局	△	51,877,000
商工鉱業統計調査費	△	741,000
計	△	52,618,000
差引補正額		118,774,000
（組織）鉱山保安監督官署		
（追加額）		
（項）鉱山保安監督官署		16,225,000
（修正減少額）		
（項）鉱山保安監督官署	△	9,011,000
差引補正額		7,214,000
通商産業省所管補正額合計		2,644,037,000

運輸省所管

（組織）運輸本省		
（追加額）		
（項）運輸本省		262,180,000
港湾事業費		195,957,000
昭和42年発生港湾施設災害関連事業費		5,829,000
昭和42年発生港湾施設災害復旧事業費		12,456,000
計		476,422,000
（修正減少額）		
（項）運輸本省	△	73,727,000
海運助成費	△	399,891,000
鉄道建設事業助成費	△	41,200,000
観光事業費	△	19,069,000
港湾事業費	△	8,984,000

港湾等事業附帯事務費	△ 6,953,000
計	△ 549,824,000
差引補正額	△ 73,402,000
（組織）運輸本省試験研究機関	
（追加額）	
（項）船舶技術研究所	24,742,000
（修正減少額）	
（項）船舶技術研究所	△ 15,106,000
電子航法研究所	△ 2,307,000
港湾技術研究所	△ 4,934,000
計	△ 22,347,000
差引補正額	2,395,000
（組織）運輸本省教育機関	
（追加額）	
（項）航海訓練所	37,370,000
（修正減少額）	
（項）海技大学校	△ 1,626,000
航海訓練所	△ 23,019,000
海員学校	△ 2,761,000
航空大学校	△ 2,549,000
計	△ 29,955,000
差引補正額	7,775,000
（組織）海運局	
（追加額）	
（項）海運局	126,859,000
（修正減少額）	
（項）海運局	△ 33,203,000
差引補正額	93,656,000
（組織）港湾建設局	
（追加額）	
（項）港湾建設局	40,176,000
（修正減少額）	
（項）港湾建設局	△ 14,559,000
差引補正額	25,617,000
（組織）陸運局	
（追加額）	
（項）陸運局	62,018,000
（修正減少額）	
（項）陸運局	△ 16,014,000
差引補正額	46,004,000
（組織）航空官署	
（追加額）	
（項）航空官署	112,189,000
（修正減少額）	
（項）航空官署	△ 94,477,000
差引補正額	17,712,000
（組織）船員労働委員会	
（修正減少額）	
（項）船員労働委員会	△ 629,000
（組織）海上保安庁	
（追加額）	
（項）海上保安官署	710,601,000
（修正減少額）	
（項）海上保安官署	△ 284,166,000
船舶建造費	△ 5,461,000
計	△ 289,627,000
差引補正額	420,974,000
（組織）海難審判庁	
（追加額）	
（項）海難審判庁	12,612,000
（修正減少額）	
（項）海難審判庁	△ 7,735,000
差引補正額	4,877,000
（組織）気象庁	
（追加額）	
（項）気象官署	393,105,000
気象研究所	16,591,000
計	409,696,000
（修正減少額）	
（項）気象官署	△ 180,978,000
気象研究所	△ 8,724,000
計	△ 189,702,000
差引補正額	219,994,000
運輸省所管補正額合計	764,973,000
郵政省所管	
（組織）郵政本省	

(追加額)		
(項) 郵政本省		53,179,000
(修正減少額)		
(項) 郵政本省	△	13,505,000
電波監理費	△	13,156,000
計	△	26,661,000
差引補正額		26,518,000
(組織) 電波研究所		
(追加額)		
(項) 電波研究所		31,520,000
(修正減少額)		
(項) 電波研究所	△	15,962,000
差引補正額		15,558,000
(組織) 地方電波監理局		
(追加額)		
(項) 地方電波監理局		114,423,000
(修正減少額)		
(項) 地方電波監理局	△	25,004,000
差引補正額		89,419,000
郵政省所管補正額合計		131,495,000
労働省所管		
(組織) 労働本省		
(追加額)		
(項) 労働本省		152,076,000
職業訓練費		55,994,000
計		208,070,000
(修正減少額)		
(項) 労働本省	△	81,121,000
労働統計調査費	△	2,144,000
職業訓練費	△	7,243,000
失業対策事業費	△	11,035,000
職業転換対策事業費	△	2,122,000
失業保険費負担金	△	5,797,696,000
計	△	5,901,361,000
差引補正額	△	5,693,291,000
(組織) 労働本省研究機関		
(修正減少額)		
(項) 産業安全研究所	△	561,000
労働衛生研究所	△	568,000
計	△	1,129,000
(組織) 中央労働委員会		
(修正減少額)		
(項) 中央労働委員会	△	1,950,000
(組織) 公共企業体等労働委員会		
(修正減少額)		
(項) 公共企業体等労働委員会	△	1,693,000
(組織) 労働保護官署		
(追加額)		
(項) 労働保護官署		264,292,000
(修正減少額)		
(項) 労働保護官署	△	48,130,000
労働統計調査費	△	914,000
計	△	49,044,000
差引補正額		215,248,000
(組織) 職業安定官署		
(追加額)		
(項) 職業安定官署		624,930,000
(修正減少額)		
(項) 職業安定官署	△	118,318,000
差引補正額		506,612,000
労働省所管補正額合計	△	4,976,203,000
建設省所管		
(組織) 建設本省		
(追加額)		
(項) 建設本省		135,646,000
治水事業費		383,829,000
揮発油税等財源道路整備事業費		5,896,500,000
河川等災害関連事業費		535,464,000
昭和42年発生河川等災害関連事業費		1,321,542,000
河川等災害復旧事業費		3,936,467,000
昭和42年発生河川等災害復旧事業費		3,351,158,000
昭和42年発生都市災害復旧事業費		83,678,000

海岸事業等工事諸費	36,047,000
計	15,680,331,000
（修正減少額）	
（項）建設本省	△ 58,252,000
河川管理施設費	△ 1,500,000
住宅対策諸費	△ 94,765,000
治水事業費	△ 23,457,000
道路整備事業費	△ 22,594,000
海岸事業等工事諸費	△ 476,000
建設事業附帯事務費	△ 21,697,000
計	△ 222,741,000
差引補正額	15,457,590,000
（組織）国土地理院	
（追加額）	
（項）国土地理院	52,581,000
（修正減少額）	
（項）国土地理院	△ 46,126,000
差引補正額	6,455,000
（組織）建設省試験研究機関	
（追加額）	
（項）土木研究所	12,749,000
建築研究所	8,242,000
計	20,991,000
（修正減少額）	
（項）土木研究所	△ 7,585,000
建築研究所	△ 5,231,000
計	△ 12,816,000
差引補正額	8,175,000
（組織）地方建設局	
（追加額）	
（項）地方建設局	211,177,000
（修正減少額）	
（項）地方建設局	△ 46,608,000
差引補正額	164,569,000
建設省所管補正額合計	15,636,789,000
自治省所管	
（組織）自治本省	
（追加額）	
（項）自治本省	34,128,000
地方交付税交付金	74,911,680,000
計	74,945,808,000
（修正減少額）	
（項）自治本省	△ 69,036,000
地方財政再建促進特別措置費	△ 313,000
新産業都市等建設事業債調整分利子補給	△ 149,194,000
地方公営企業再建債利子補給	△ 202,000,000
計	△ 420,543,000
差引補正額	74,525,265,000
（組織）消防庁	
（修正減少額）	
（項）消防庁	△ 4,259,000
消防研究所	△ 2,019,000
消防施設等整備費補助	△ 35,400,000
計	△ 41,678,000
自治省所管補正額合計	74,483,587,000
歳出補正額総計	252,526,763,000

丙号　繰越明許費補正

農林省所管

（組織）農林本省

（項）昭和42年発生農業施設災害関連事業費

昭和42年発生農業施設災害復旧事業費

（組織）林野庁

（項）昭和42年発生山林施設災害復旧事業費

（組織）水産庁

（項）昭和42年発生漁港施設災害復旧事業費

運輸省所管

（組織）運輸本省

（項）昭和42年発生港湾施設災害復旧事業費

建設省所管

（組織）建設本省

（項）昭和42年発生河川等災害関連事業費

昭和42年発生河川等災害復旧事業費

昭和42年発生都市災害復旧事業費

丁号　国庫債務負担行為補正

農　林　省　所　管

（組織）農　林　本　省

（事項）昭和42年発生直轄農業用施設災害復旧事業

国は、昭和42年発生直轄農業用施設災害復旧事業のため、140,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる契約を昭和42年度において結ぶことができる。

（事項）昭和42年発生農業用施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年に発生した災害に係る農業用施設復旧事業費補助のため、4,440,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる行為を昭和42年度において行なうことができる。

（事項）昭和42年発生農地災害復旧事業費補助

国は、昭和42年に発生した災害に係る農地復旧事業費補助のため、940,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる行為を昭和42年度において行なうことができる。

（組織）林　野　庁

（事項）昭和42年発生治山施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年に発生した災害に係る治山施設復旧事業費補助のため、80,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる行為を昭和42年度において行なうことができる。

（事項）昭和42年発生林道施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年に発生した災害に係る林道施設復旧事業費補助のため、110,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる行為を昭和42年度において行なうことができる。

建　設　省　所　管

（組織）建　設　本　省

（事項）昭和42年発生直轄河川災害復旧事業

国は、昭和42年発生直轄河川災害復旧事業のため、910,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる契約を昭和42年度において結ぶことができる。

（事項）昭和42年発生河川等災害復旧事業費補助

国は、昭和42年に発生した災害に係る河川等復旧事業費補助のため、7,930,000,000円を限り、昭和43年度において国庫の負担となる行為を昭和42年度において行なうことができる。

昭和四十二年度特別会計補正予算(第一号)

右

国会に提出する。

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣　佐藤　栄作

昭和42年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条　次に掲げる各特別会計の昭和42年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省所管	産業投資
大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	石炭対策
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	国民年金
農林省所管	食糧管理
	特定土地改良工事
通商産業省所管	輸出保険
運輸省所管	港湾整備
建設省所管	道路整備
	治水

第2条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定により各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」は、別に添附する。

第3条　昭和42年度特別会計予算総則第7条の各特別会計の借入金の限度額の表中交付税及び譲与税配付金特別会計の限度額のうち「6,000,000,000円」を「5,000,000,000円」に、「24,000,000,000円」を「5,000,000,000円」に改める。

第4条　昭和42年度特別会計予算総則第8条第1項の各特別会計の一時借入金、融通証券及び繰替金の最高額の表中交付税及び譲与税配付金特別会計の最高額「42,000,000,000円」を「22,000,000,000円」に改める。

第5条　昭和42年度特別会計予算総則第8条第2項に定める食糧管理特別会計における証券、借入金及び一時借入金の最高額「980,000,000,000円」を「1,120,000,000,000円」に改める。

甲号　歳入歳出予算補正

大　蔵　省　所　管

産　業　投　資

歳　　入

（追加額）　円
（款）他会計より受入　5,000,000,000
（項）一般会計より受入　5,000,000,000

歳出

（追加額）
（項）産業投資支出　5,000,000,000

大蔵省及び自治省所管

交付税及び譲与税配付金

歳入

（追加額）
（款）他会計より受入　74,911,680,000
（項）一般会計より受入　74,911,680,000
（款）租税　1,082,000,000
（項）地方道路税　1,082,000,000
計　75,993,680,000
（修正減少額）
（款）借入金　△20,000,000,000
（項）借入金　△20,000,000,000
歳入補正額　55,993,680,000

歳出

（追加額）
（項）地方交付税交付金　54,911,680,000
地方譲与税譲与金　1,082,000,000
計　55,993,680,000

大蔵省、通商産業省及び労働省所管

石炭対策

歳入

（追加額）
（款）租税　4,105,000,000
（項）関税　4,105,000,000
（修正減少額）
（款）他会計より受入　△92,169,000
（項）一般会計より受入　△92,169,000
歳入補正額　4,012,831,000

歳出

（追加額）
（項）石炭鉱業合理化安定対策費　4,609,995,000
炭鉱離職者援護対策費　1,875,000
計　4,611,870,000
（修正減少額）
（項）石炭鉱業合理化安定対策費　△578,006,000
鉱害対策費　△12,654,000
産炭地域振興対策費　△3,358,000
炭鉱離職者援護対策費　△5,021,000
計　△599,039,000
歳出補正額　4,012,831,000

文部省所管

国立学校

歳入

（追加額）
（款）他会計より受入　4,579,307,000
（項）一般会計より受入　4,579,307,000
（修正減少額）
（款）他会計より受入　△2,208,437,000
（項）一般会計より受入　△2,208,437,000
歳入補正額　2,370,870,000

歳出

（追加額）
（項）国立学校　4,345,854,000
大学附属病院　842,205,000
大学附置研究所　369,328,000
計　5,557,387,000
（修正減少額）
（項）国立学校　△2,305,113,000
大学附属病院　△208,648,000
大学附置研究所　△672,756,000
計　△3,186,517,000
歳出補正額　2,370,870,000

厚生省所管

厚生保険

業務勘定

歳入

(追加額)	
(款)他会計より受入	369,308,000
(項)一般会計より受入	369,308,000
(修正減少額)	
(款)他会計より受入	△ 86,745,000
(項)一般会計より受入	△ 86,745,000
(款)積立金より受入	△ 5,891,000
(項)積立金より受入	△ 5,891,000
計	△ 92,636,000
歳入補正額	276,672,000

歳出

(追加額)	
(項)業務取扱費	426,097,000
(修正減少額)	
(項)業務取扱費	△ 149,248,000
庁舎新営費	△ 146,000
公務員宿舎施設費	△ 31,000
計	△ 149,425,000
歳出補正額	276,672,000

船員保険

歳入

(追加額)	
(款)保険収入	7,341,000
(項)一般会計より受入	7,341,000
(修正減少額)	
(款)保険収入	△ 3,662,000
(項)一般会計より受入	△ 3,662,000
歳入補正額	3,679,000

歳出

(追加額)	
(項)業務取扱費	14,625,000
(修正減少額)	
(項)業務取扱費	△ 8,493,000
歳出補正額	6,132,000

国立病院

歳入

(追加額)	
(款)病院収入	367,657,000
(項)診療収入	367,657,000
(款)積立金より受入	351,579,000
(項)積立金より受入	351,579,000
計	719,236,000
(修正減少額)	
(款)他会計より受入	△ 40,651,000
(項)一般会計より受入	△ 40,651,000
歳入補正額	678,585,000

歳出

(追加額)	
(項)病院経営費	963,073,000
(修正減少額)	
(項)病院経営費	△ 170,053,000
看護婦等養成費	△ 1,944,000
衛生検査技師養成費	△ 494,000
施設費	△ 11,997,000
予備費	△ 100,000,000
計	△ 284,488,000
歳出補正額	678,585,000

国民年金

業務勘定

歳入

(追加額)	
(款)他会計より受入	452,403,000
(項)一般会計より受入	452,403,000
(修正減少額)	
(款)他会計より受入	△ 45,265,000
(項)一般会計より受入	△ 45,265,000
歳入補正額	407,138,000

歳出

(追加額)

（項）業務取扱費	471,503,000
（修正減少額）	
（項）業務取扱費	△ 64,345,000
庁舎新営費	△ 8,000
公務員宿舎施設費	△ 12,000
計	△ 64,365,000
歳出補正額	407,138,000

農林省所管

食糧管理

国内米管理勘定

歳入

（追加額）	
（款）食糧管理収入	31,086,410,000
（項）国内米売払代	31,086,410,000
（款）他勘定より受入	223,326,237,000
（項）調整勘定より受入	223,326,237,000
計	254,412,647,000

歳出

（追加額）	
（項）国内米買入費	68,095,408,000
国内米管理費	6,971,853,000
返還金等他勘定へ繰入	2,045,523,000
予備費	10,000,000,000
計	87,112,784,000
（修正減少額）	
（項）返還金等他勘定へ繰入	△ 3,776,137,000
歳出補正額	83,336,647,000

業務勘定

歳入

（追加額）	
（款）他勘定より受入	2,079,769,000
（項）他勘定より受入	2,079,769,000
（修正減少額）	
（款）他勘定より受入	△ 858,650,000
（項）他勘定より受入	△ 858,650,000
（款）検査印紙収入	△ 34,492,000
（項）検査印紙収入	△ 34,492,000
計	△ 893,142,000
歳入補正額	1,186,627,000

歳出

（追加額）	
（項）事務費	1,379,521,000
（修正減少額）	
（項）事務費	△ 169,848,000
サイロ及倉庫運営費	△ 9,101,000
返還金調整勘定へ繰入	△ 13,945,000
計	△ 192,894,000
歳出補正額	1,186,627,000

調整勘定

歳入

（追加額）	
（款）他会計より受入	118,000,000,000
（項）一般会計より受入	118,000,000,000
（款）食糧証券及借入金収入	40,485,659,000
（項）食糧証券及借入金収入	40,485,659,000
計	158,485,659,000
（修正減少額）	
（款）他勘定より受入	△ 6,505,115,000
（項）他勘定より受入	△ 6,505,115,000
歳入補正額	151,980,544,000

歳出

（追加額）	
（項）食糧買入費等財源他勘定へ繰入	223,326,237,000
（修正減少額）	
（項）国債整理基金特別会計へ繰入	△ 6,761,688,000
食糧買入費等財源他勘定へ繰入	△ 64,584,005,000
計	△ 71,345,693,000
歳出補正額	151,980,544,000

特定土地改良工事

歳入

（追加額）	
（款）他会計より受入	31,799,000

(項) 一般会計より受入　31,799,000
(款) 借入金　10,755,000
(項) 借入金　10,755,000
計　42,554,000
(修正減少額)
(款) 他会計より受入　△ 7,409,000
(項) 一般会計より受入　△ 7,409,000
歳入補正額　35,145,000

歳出

(追加額)
(項) 土地改良事業工事諸費　46,295,000
(修正減少額)
(項) 土地改良事業工事諸費　△ 11,150,000
歳出補正額　35,145,000

通商産業省所管

輸出保険

歳入

(追加額)
(款) 雑収入　2,207,694,000
(項) 雑収入　2,207,694,000
(款) 他会計より受入　3,000,000,000
(項) 一般会計より受入　3,000,000,000
計　5,207,694,000
(修正減少額)
(款) 運用収入　△ 319,183,000
(項) 運用収入　△ 319,183,000
(款) 前年度剰余金受入　△ 816,109,000
(項) 前年度剰余金受入　△ 816,109,000
計　△ 1,135,292,000
歳入補正額　4,072,402,000

歳出

(追加額)
(項) 保険金　15,090,000,000
事務取扱費　324,653,000
計　15,414,653,000
(修正減少額)
(項) 予備費　△ 11,342,251,000
歳出補正額　4,072,402,000

運輸省所管

港湾整備

港湾整備勘定

歳入

(追加額)
(款) 他会計より受入　195,957,000
(項) 一般会計より受入　195,957,000
(款) 港湾管理者工事費負担金収入　99,382,000
(項) 港湾管理者工事費負担金収入　99,382,000
計　295,339,000
(修正減少額)
(款) 他会計より受入　△ 8,984,000
(項) 一般会計より受入　△ 8,984,000
(款) 港湾管理者工事費負担金収入　△ 4,409,000
(項) 港湾管理者工事費負担金収入　△ 4,409,000
計　△ 13,393,000
歳入補正額　281,946,000

歳出

(追加額)
(項) 港湾等事業諸費　337,746,000
(修正減少額)
(項) 港湾等事業諸費　△ 55,800,000
歳出補正額　281,946,000

建設省所管

道路整備

歳入

(追加額)
(款) 他会計より受入　5,978,000,000
(項) 一般会計より受入　5,978,000,000
(款) 地方公共団体工事費負担金収入　1,303,380,000
(項) 地方公共団体工事費負担金収入　1,303,380,000

計		7,281,380,000
（修正減少額）		
（款）他会計より受入	△ 22,594,000	
（項）一般会計より受入	△ 22,594,000	
（款）地方公共団体工事費負担金収入	△ 10,233,000	
（項）地方公共団体工事費負担金収入	△ 10,233,000	
計	△ 32,827,000	
歳入補正額		7,248,553,000

歳　出

（追加額）		
（項）道路事業費		6,637,260,000
北海道道路事業費		81,500,000
道路事業工事諸費		601,908,000
計		7,320,668,000
（修正減少額）		
（項）道路事業工事諸費	△ 71,438,000	
事務費	△ 677,000	
計	△ 72,115,000	
歳出補正額		7,248,553,000

治　水

治水勘定

歳　入

（追加額）		
（款）他会計より受入		391,246,000
（項）一般会計より受入	391,246,000	
（款）他勘定より受入		50,707,000
（項）特定多目的ダム建設工事勘定より受入	50,707,000	
（款）地方公共団体工事費負担金収入		102,900,000
（項）地方公共団体工事費負担金収入	102,900,000	
（款）電気事業者等工事費負担金収入		2,144,000
（項）電気事業者等工事費負担金収入	2,144,000	
（款）受託工事納付金収入		618,000,000
（項）受託工事納付金収入	618,000,000	
計		1,164,997,000
（修正減少額）		
（款）他会計より受入	△ 21,813,000	
（項）一般会計より受入	△ 21,813,000	
（款）他勘定より受入	△ 3,036,000	
（項）特定多目的ダム建設工事勘定より受入	△ 3,036,000	
（款）地方公共団体工事費負担金収入	△ 5,831,000	
（項）地方公共団体工事費負担金収入	△ 5,831,000	
（款）電気事業者等工事費負担金収入	△ 129,000	
（項）電気事業者等工事費負担金収入	△ 129,000	
計	△ 30,809,000	
歳入補正額		1,134,188,000

歳　出

（追加額）		
（項）治水事業工事諸費		573,426,000
受託工事費		618,000,000
計		1,191,426,000
（修正減少額）		
（項）治水事業工事諸費	△ 56,368,000	
事務費	△ 870,000	
計	△ 57,238,000	
歳出補正額		1,134,188,000

特定多目的ダム建設工事勘定

歳　入

（追加額）		
（款）他会計より受入		36,397,000
（項）一般会計より受入	36,397,000	
（款）地方公共団体工事費負担金収入		7,429,000
（項）地方公共団体工事費負担金収入	7,429,000	
（款）電気事業者等工事費負担金収入		6,881,000

(項) 電気事業者等工事費負担金収入	6,881,000
計	50,707,000
(修正減少額)	
(款) 他会計より受入	△ 2,179,000
(項) 一般会計より受入	△ 2,179,000
(款) 地方公共団体工事費負担金収入	△ 445,000
(項) 地方公共団体工事費負担金収入	△ 445,000
(款) 電気事業者等工事費負担金収入	△ 412,000
(項) 電気事業者等工事費負担金収入	△ 412,000
計	△ 3,036,000
歳入補正額	47,671,000
歳出	
(追加額)	
(項) 工事諸費等治水勘定へ繰入	50,707,000
(修正減少額)	
(項) 工事諸費等治水勘定へ繰入	△ 3,036,000
歳出補正額	47,671,000

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右

国会に提出する。

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

昭和42年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

第1条　日本国有鉄道の昭和42年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条　昭和42年度政府関係機関予算総則第12条第1項の日本国有鉄道の長期借入金及び鉄道債券の限度額のうち「215,000,000,000円」を「231,500,000,000円」に改める。

第3条　昭和42年度政府関係機関予算総則第16条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「259,254,339,000円」を「269,247,680,000円」に、基準外給与の額「127,800,632,000円」を「132,545,108,000円」に、給与の総額「387,054,971,000円」を「401,792,788,000円」に改める。

甲号　収入支出予算補正

日本国有鉄道

損益勘定

支出	
(追加額)	円
(項) 給与其他諸費	16,500,000,000
(修正減少額)	
(項) 減価償却費等資本勘定へ繰入	△ 16,500,000,000
支出補正額	0

資本勘定

収入	
(追加額)	
(項) 借入金及鉄道債券	16,500,000,000
(修正減少額)	
(項) 損益勘定より受入	△ 16,500,000,000
収入補正額	0

○議長(石井光次郎君)　委員長の報告を求めます。予算委員長植木庚子郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○植木庚子郎君　ただいま議題となりました昭和四十二年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る十二月五日に予算委員会に付託され、九日に政府から提案理由の説明があり、十一日から質疑に入り、本日、討論採決をいたしたのであります。

まず、補正予算の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、公務員の給与改善、災害復旧、食管会計への繰り入れ、地方交付税交付金等の所要経費として、総額三千十四億円を追加する一方、既定経費の節減等により四百八十九億円を減額し、結局二千五百二十五億円を追加計

上するものでありまして、その財源は、租税、専売納付金等の増収増額三千二百十五億円から、公債金の減額六百九十億円を差し引いた額をもってまかなうこととしております。

また、特別会計は、一般会計予算の補正等に関連して、食糧管理特別会計ほか十三会計の予算に所要の補正を行なうものであり、政府関係機関は、日本国有鉄道の予算について、仲裁裁定実施に伴い不足する財源を補てんするため、所要の補正を行なうものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、国際収支及び外貨準備に関しましては、「本年度は当初の経済見通しが大きく狂い、国際収支の面で大幅な赤字を生ずるようであるが、その原因は設備投資の増大にあると思われるのに、個人消費の増大に責任を負わせ、これを規制しようとしているようであるが、それは誤りではないか。ポンド切り下げ、ドル不安に伴い、日本経済が大きく動揺しているのは、従来のドル依存政策の結果であると思われるのに、この政策を改めることなく、積極的にドル防衛に協力して、米国政府の中期債を購入しようとしているのではないか。」という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、「国際収支を改善するためには、総需要のうちで大きな比率を占めている個人消費をほどほどに抑えることも必要と考える。設備投資を規制することも必要であるが、将来の輸出増進の基礎となる設備投資も含めて、一がいにこれを圧縮することは適当でないと思う。いずれにせよ、国際収支の悪化に対処するためには、設備投資たると個人消費たるとを問わず、国内総需要を抑制する方向に持っていく必要がある。ドルが国際通貨として多数国で利用されており、また、従来外貨をドルで保有し運用してきたことが、日本経済の高度成長に大きな役割りを果たしてきたことを考えれば、従来の政策が誤りであったとはいえない。また、ドルの価値を維持することは、日米両国の利益となるのであるから、そのための施策に協力すべきことは言うまでもないが、流動性の乏しい現在の外貨事情では、この際、米国の中期債を購入することは考えられない。」という趣旨の答弁があったのであります。

次に、税制に関しましては、「政府は、昭和四十五年度までに、いわゆる百万円減税を実施すると言明しているが、はたしてこれを実行するか。それまでの年次計画はどうか。この百万円減税は、物価上昇に見合う調整減税分を除外して考えるべきではないか。また、義務教育費の減税を考慮すべきではないか。財政硬直化に対処するために、大企業、資産家を優遇する租税の特別措置を廃し、交際費、広告費等の課税を強化し、脱税や滞納を防止するなどにより、増収対策を講ずべきではないか。なお、景気調整のための課税の特例はどう活用されたか。」という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、「いわゆる百万円減税は昭和四十五年度までに必ず実行する。それまでの年次計画はいまこれを確定することは困難であるが、政府の一応の試算は税制調査会に提出する。昭和四十五年度までには、物価、所得の上昇が考えられるが、昭和四十五年度における百万円所得標準世帯を非課税としようとするものである。また、義務教育費の減税については、むしろ基礎控除や扶養控除の引き上げにより、課税最低限を引き上げるほうが先決問題であるとの意見が多い。租税特別措置のうち、期限の到来するものは、それぞれ検討を加え、その存廃を決定する。交際費については、本年度に課税を強化した。広告費に対する課税は、考えていない。また、脱税の防止については、鋭意努力している。なお、景気調整のための課税特例のうち、利子税率の引き上げは、公定歩合の引き上げに応じて行なったが、重要産業用合理化機械等の特別償却の停止措置は、資本自由化に対処する産業政策との関連において検討中である。」という趣旨の答弁がありました。

以上のほか、質疑は、沖縄施政権の返還時期及び返還に伴う米軍基地の処理、小笠原返還の具体的措置及び復帰後の行政帰属、ベトナム紛争に対する態度、日米安保条約の評価、中共核装備等に対処する将来の防衛方針など、首相渡米の際の日米共同声明及び首相の本会議における所信表明演説をめぐる外交、防衛問題をはじめ、国政の各般にわたり、きわめて熱心に行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありましたが、その詳細は会議録をごらん願うこととといたしまして、説明を省略させていただきます。

かくて、本日、質疑終了後、補正予算三案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党は反対、自由民主党は賛成、民主社会党及び公明党はそれぞれ反対の討論を行ない、採決の結果、補正予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

なお、議決後、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同で附帯決議を付すべき旨の動議が提出され、可決されました。

その内容は、

公務員給与については、漸次改善されつつあるが、政府は今後とも人事院勧告を完全実施するよう最善の努力をすべきである。

というものであります。これに対し、政府から、財政の許す限り附帯決議の趣旨に沿うよう努力する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　三件につき討論の通告があります。順次これを許します。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕

○西宮弘君　ここに上程せられました昭和四十二年度補正予算案に対しまして、私は、日本社会党を代表して、反対の態度を明らかにしようとするものであります。（拍手）

まず、それに先立って、この予算案の基礎をな

しております若干の問題について、一言触れたいと存じます。

いまや、日本の経済はきわめて深刻な局面を迎え、その原因として指摘されまするのは、まず第一に政府の財政運営の誤りであります。この期に及んで、政府は経済見通しを大幅に修正しなければならないとは、まことに醜態の限りであります。いな、単に醜態などというような、それだけで軽く済まされるような問題ではないので、政府は、深く政治責任を痛感しなければならない重大問題であるのであります。（拍手）設備投資は政府の予想をはるかに大きく上回り、七兆二千億に達し、貿易は、最近とみに輸出は減退し、輸入は激増いたしました。それがために国際収支は赤字に転じ、六億、七億ドルの赤字が見込まれるに至ったのであります。国内においては、卸売り物価も含めて、物価の上昇は日を追って激しく、特に最近の上昇率が急テンポでありまするために、年度間を通じましての物価上昇率は、たとえ政府の見込みのとおり四・五％におさまると仮定いたしましても、この年度後半における急激なる物価の上昇率は、そのまま新しい年度に持ち込まれることは、もとより当然であります。（拍手）同時に、その物価騰貴の原因が、前段申し述べましたように、無謀な設備投資のための、これに伴う通貨の増発に由来することを私どもは見のがすことができません。

このような状態にあわてふためいた政府は、去る七月、景気調整と称して七百億の国債発行減額をし、政府保証債を五百億減らしたのであります。さらに、九月においては公定歩合を引き上げ、あるいは三千億に及ぶ公共事業費の事業繰り延べを実施いたしたのであります。しかし、それによっても何らの調整の役を果たさず、過熱状態は依然として続いております。

佐藤総理は、口を開けば日本の経済成長のすばらしさを声高らかに唱えるのでありまするが、その反面、その陰にあって、中小企業の倒産は毎月記録を更新しながら増加を続けておるのであります。中小企業者にとって、倒産は直ちに死の宣告を意味するのでありまするが、その痛ましい倒産が、先月、十一月は九百五十四件に達し、戦後最高の件数を記録したのであります。年の瀬を間近に控えて、何という痛々しい悲惨事でありましょうか。

過般のポンド切り下げは、戦後長きにわたって全世界に君臨しておりましたポンド、ドルの体制を根本的にゆさぶることとなりました。今日までただひたすらにドルにだけすがりついて経済成長をはかってまいりました日本は、へたにすると、ドルと抱き合わせ心中をしなければならないその状態に追い詰められておるのでありまするが、政府は依然としてこのドル依存の体制を改めようとはいたしません。わが国の外貨準備は、二十億ドル前後に停滞し、輸入規模の五分の一程度にすぎず、先進諸国いずれの国と比べても、きわめて不安定な状態にあるのであります。あまつさえ、その中に占める金の比率は、はなはだしく低く、世界どこにも類例を見ないのであります。今日まで、あたかもアメリカの属国のごとき日本の政治のあり方を、われわれ社会党は強く批判してまいりましたが、ただひたすらにドルに奉仕しようとする経済外交の中にも、同じ政治姿勢を見出しますることは、まことに遺憾のきわみであります。

今日、アメリカはベトナム戦争かドル防衛かの二者択一を迫られておるのでありまするが、アジア民族の殺戮に狂奔し、血迷ったジョンソン大統領は、おそらくは容易にベトナム戦争をやめないでありましょう。もしそうであるといたしまするならば、ドルの基礎が根本的に崩壊すること、また自明の理であります。そのとき日本は、ドル崩壊の波をまともに、全面的にかぶらなければなりません。アメリカ一辺倒の経済政策が、日本国民に及ぼす激甚なる被害を想像するだにりつ然たらざるを得ないのであります。

イギリス、続いてアメリカと行なわれました公定歩合の引き上げは、日本の経済に悪影響を及ぼしたことも、もとより見のがすわけにはまいりません。ドル危機に苦悩いたしますアメリカは、日本からの輸入を制限し、また、アメリカの海外支出について日本への肩がわりを要請するに違いありません。さなきだに、アメリカにおける日本品の排撃は、数年来その動きが目立っておりまするし、佐藤総理は、先般の東南アジアの外遊あるいはその他の機会に、いともむぞうさに、気前よく多くの国々に経済援助の約束手形を乱発してきたのでありまするが、この両者とも、ドル防衛によってさらに強く拍車をかけられることとなりました。

先般の佐藤・ジョンソン会談は、肝心かなめの沖縄復帰の問題については、何らの成果をおさめず、かえって逆にこの重い荷物を背負わされて、しょう然として帰国せざるを得なかったのであります。ただし、お断わりいたしまするが、われわれ社会党は、決して発展途上国に対する経済援助を惜しむものではありません。それが、それらの国々の国民生活の向上にそのまま役立ちまするならば、われわれも大賛成であるのでありまするが、ただ、残念ながら、佐藤自民党政府の行ないまする経済援助は、反共戦線支援のため、あるいは直接間接ベトナム戦争遂行に役立つことをねらいとした政略的なねらいのものであり、しかも償還の見通しはほとんど立たないものばかりだと言って差しつかえがないのであります。それが、今回の日米会談の結果、ドル防衛のために、アメリカの肩がわり分をさらにその上に上積みされるとするならば、国民生活に及ぼしまする影響は、けだし甚大だといわざるを得ないのであります。（拍手）

かくして、先般の佐藤・ジョンソン会談が国民の前にもたらしたものは、およそ国民の願いとは相隔たること、まさに東の西より遠きがごとくに

遠いのであります。（拍手）

昭和四十二年度予算編成の際、われわれが強く指摘いたしました財政、税制の問題点は、いまや現実の問題として日本の財政を麻痺させようとしております。

その第一は、国債の発行であります。景気上昇期の本年においてさえ、多額の国債が、いわば国債もまた恒常財源であるかのごとく、きわめて安易に取り入れておるのでありまするが、いまに至って、市場においては民間の資金需要と衝突いたしまして、きわめて消化困難におちいっておるのであります。この膨大な国債の発行と物価上昇は、財政を硬直させる最大の原因であります。しかるに、政府は、この根本的な病根には何らのメスを加えることなしに、まるで破れかぶれのふてくされのように、硬直化、硬直化と八つ当たりに当たり散らしておるのであります。その破れかぶれのとばっちりは多くの被害者を出しておりまするが、まずその第一は、公務員給与であります。

われわれは、人事院勧告の内容そのものに多分の不満を持っておるのでありまするが、その人事院勧告さえも完全実施を怠り、てんとして恥ずるところがないのは、まさに言語道断というべきであります。（拍手）

いまさら申すまでもなく、人事院勧告は、公務員労働者から剥奪した労働基本権の代償として行なわれるものであります。しかるに、政府は、去る昭和三十五年以来、毎年財源難を口実としてその実施期日をおくらして、公務員労働者の生活を脅かしてまいりました。ところが、本年は、財源難が大幅に緩和され、やる気さえあれば問題なしにやれる本年もまた、しかも衆参両院の委員会の決議を無視して、ついに一方的に、かってに値切り倒してしまったのでありまして、まことにゆゆしい背信行為といわなければなりません。仏の顔も三度と申しまするが、われわれはこれを黙って見のがすわけにはまいりません。五月から実施するための七百四十億を絶対的な要求として、強硬にその追加を主張するものであります。

これとあわせて義務教育負担としての義務的経費二百五十億、並びに地方公務員のための財源措置を中心といたしまする九百七十億の追加を行なうべきことも、またしごく当然であります。

いわゆる財源硬直化に名をかりて、社会保障を虐待いたしましたことは、これまた断じて許せない点であります。すなわち、生活保護費及び失対賃金については、物価上昇及び米価補正を合わせて基準の引き上げを行なうべきでありまして、その実施のための経費二百五十億の追加を強く要求いたします。医療費の引き上げに伴う医療保険の国庫負担に伴う経費の増九十億も、追加すべきこと、また当然過ぎるほど当然であります。

さらに災害対策は、単に公的施設の復旧にとどまらず、被害者の生活保障、生活再建を基本とする被災者援護法を制定し、個人災害の補償を行なうこと、きわめて急を要するものがあるのであります。

なお、本年度予算審議の際に、与野党一致のもとに付せられました決議事項については、忠実にこれを実行することは当然の義務であります。すなわち、物価上昇の抑止、住宅、交通安全、公害対策、治水などの緊急事項に対して、三百五十億の追加を避けることは絶対に許されません。

さて、これらに要する財源でありまするが、まず産投会計へ追加出資をして、それによって輸出入銀行を通じて海外援助を行なうというやり方は、きわめて不当なものだと考えまするので、この産投会計への繰り入れを取りやめ、さらに既定経費の節減あるいは各官庁の報償費、交際費等の節減によりまして三百億を浮かせ、さらに第三次防衛計画関係費を削減いたしまして、三百五十億の節減は可能であります。なお、既定予備費中、二百五十億円を削減するのが至当だと考えます。

片やこれらの経費を節減するとともに、片や税の自然増収及び日銀納付金、専売納付金等を合わせて四千億を追加計上し、その反面、公債発行額は七百億減額を実施すべきであります。それと同時に、財政投融資の組みかえを行ないまして、災害対策、中小企業金融対策、住宅対策、地方公営企業対策などに重点的に振り向け、特に中小企業の年末融資のためには、政府三公庫のほかに、都銀に対しても適切な指導あるいは中小企業に対する徴税攻勢の緩和などの指導に当たり、また、財政投融資、政府資金を活用して公共料金の値上げを抑制すべきであります。

これを要するに、現在の財政は、すでに列挙いたしましたような数々の不当、不急の支出を行ない、その反面、租税特別措置法等によって大企業や金持ちには減税し、あるいは六千億に達する交際費を、ほとんど全く課税対象のほかに置いておるのでありまするから、このような歳入歳出ともに、一般勤労国民大衆には、何としても納得しがたい構造を持っておるのであります。われわれがこの補正予算案に対してどうしても賛成し得ないのは、それがためなのであります。したがって、この税制、財政に思い切って根本的なメスを加えることによって、初めて税財政を国民大衆のものにすることができると確信いたします。

われわれ日本社会党は、声を大にしてこのことを主張し、政府の猛省、政策の大転換を要求して、私の反対討論を終わるものであります。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　正示啓次郎君。

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）外二案に対し、賛成の討論を行なうものであります。（拍手）

御承知のとおり、本国会開催の主要な目的は、公務員給与の改善、災害の復旧、生産者米価の引き上げ等に伴う補正予算を審議し、すみやかにこれを可決成立せしめ、国民各位の御期待にこたえ

ることでありますが、同時に、この機会に、佐藤総理大臣が、先般来の東南アジア、大洋州諸国、さらには米国を訪問して得られた成果に基づき、現下内外の重要問題について率直に国民の前に所信を表明せられたことは、きわめて有意義であったと信ずるものであります。（拍手）特に待望久しかった小笠原の返還が実現し、また沖縄についても施政権返還のめどをつけられたことは、日米両国の理解と協力関係が大きく前進した明確な証左として、総理の払われた多大の御努力に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。（拍手）

わが国経済は、国民各位の御努力によってめざましい発展を遂げ、いまや、世界各国の中においても最も活力に満ちた実力を発揮しておるのであります。このようなわが国経済の実力は、世界各国ともひとしく注目しているところでありますが、特に地理的に親近感の深い東南アジア諸国からは、格段の関心と積極的な協力を求められております。不幸にして、アジアの一角たるベトナムにおいて、戦火はいまだ終息を見るに至っておりません。われわれは、ベトナムにおける平和が一日も早く回復することを切望しておりますが、総理がベトナム問題早期解決のため忍耐強く努力する決意を披瀝せられたことに対し、衷心より同感を禁じ得ないところであります。（拍手）

そもそも、人類に対する最初の原爆攻撃を受けて戦争を終結し、世界に類例を見ない平和憲法を採択したわが国は、いまはなき吉田元総理大臣の英知と識見に導かれて、あくまでも日本を中心として、日本及び極東の安全と平和を確保するきわめて自主的な日米安全保障体制を確立し得たのであります。もとより、この憲法とわが国力の許す範囲内においては自衛力を整備して、日米安保体制と相まって、祖国の安全と平和を守るという国民の総意を結集することこそ、明治百年を迎えるわれわれ一億国民の民族的使命というべきでありましょう。本国会の論議を通じて、右に述べた自主的な祖国防衛の認識と世論が各方面に一段と高まったことは、何より大きな成果でありまして、邦家のため、まことに欣快にたえません。

さて、ただいま議題となっております補正予算三案は、さきに大蔵大臣より説明がありましたように、公務員給与の改善、災害復旧、生産者米価引き上げに伴う食糧管理特別会計への繰り入れ、その他義務的経費など、十項目にわたるものであり、また特別会計においては、一般会計の予算補正に伴い、産業投資特別会計など十四会計、また、政府関係機関では、仲裁裁定の実施に伴い、財源補てんを要する国鉄について、それぞれ補正を行なうこととといたしておるのであります。

以下、二、三の点について、簡単に所見を申し述べたいと存じます。

第一は、公務員給与についてであります。

給与の改善については、民間給与の上昇に見合って毎年改善を行なっているところでありますが、政府は過般の人事院勧告を尊重し、財源の乏しい実情にもかかわらず、今回は特に昨年より一カ月繰り上げ、八月より実施することとしたことは、労使関係の正常化をはかる上からも、まことに適切な措置であると申すべきであります。（拍手）この際、公務員諸君においては、綱紀の厳正と職務能率の一そうの向上をはかるとともに、政府におかれましても、行政機構の整理統合とその運営の合理化及び効率化を推進し、総定員の計画的縮減と相まって、国民負担の軽減につとめられるよう期待してやまないものであります。

第二は、食糧管理特別会計への繰り入れであります。

これは、申すまでもなく、四十二年産国内米の政府買い入れ価格が、前年に対し九・二％引き上げられたこと、また国内産米の買い入れ数量が、史上最高の豊作を背景として、当初の見込み七百七十五万トンから九百五十万トン前後に増加したことなどによって、同会計の食糧管理勘定の損失額が増加する見込みとなったため、これを補てんするためのものであります。

しかして、消費者米価については、本年十月より一四・四％の引き上げを行なったにもかかわらず、なおかつ生産者米価と消費者米価との間に、平均百五十キロあたり五百十五円という憂慮すべき逆ざや現象を呈しているのであります。しかもこの際、あえて巨額の繰り入れを行なったゆえんは、一方において農民諸君の所得を補償し、他方においては消費者物価安定の実をあげようとするものであって、私どもは、この政府の施策に対し、満腔の賛意を払うものであります。国民諸君も、政府の意のあるところを十分理解し、物価安定のため、消費節約等に一そう努力されるよう切望いたすとともに、政府においては、最近の好転せる食糧事情、毎年度の巨額の財政負担等に思いをいたし、この際、食管制度のあり方について真剣に検討を加えられ、その改善、合理化に努力されるよう期待いたすものであります。

第三は、災害復旧費であります。

本年は、七月に西日本、八月には羽越方面に異例の集中豪雨があり、また十月下旬には三十四号台風の襲来があり、公共土木施設及び農林水産施設等の被害報告は千九百七十億円に達する見込みであります。政府はそのつど予備費をもって措置してまいりましたが、なお不足分を計上し、復旧の万全を期そうとしているものでありますが、いまや寒冷の歳末に際し、罹災者の心を心として、一そうの努力を払われるよう期待するものであります。

このほか、交通安全対策、日本輸出入銀行に対する出資金、東南アジア漁業開発センターに対する拠出金等、いずれも時宜に適した措置であり、また、生活保護費、国民健康保険助成費等、義務的経費の不足補てん等も当然の補正として、賛意を表するものであります。

以上のごとく、今回の補正は、当面緊急に措置

を必要とする経費の追加に限定されておりますが、その追加総額は、三千十四億円という巨額に達しております。しかし、これをまかなう財源面では、例年にない大幅な既定経費の節減、予備費の減額など、財政当局のなみなみならぬ苦心が払われ、その結果、一般会計補正予算の規模は、二千五百二十五億円に圧縮されているわけでありまして、先般来の財政の執行の繰り延べ措置等とも相まち、景気に対し十分なる配慮が払われていると考えるのであります。

なお、この点と関連し、去る七月に決定されたとおり、国債発行を七百億円減額していることは、弾力的な公債政策の運用という面から高く評価せらるべきであると思います。

ひるがえって、今後の日本経済を展望いたしますと、経済の成長は漸次安定化するものと見込まれ、これに伴って、従来のごとく、年度途中において大きな自然増収を期待することはできないと思われるのであります。したがいまして、在来のように、公務員の給与改善、食管繰り入れというような多額の恒常的な補正要因があるということは、財政の健全性を確保する見地から好ましいことではないのでありまして、今後財政硬直化打開策の一環として検討されることを期待する次第であります。

さらにまた、いわゆる民間設備投資や一部消費面における予想外の伸張に基づき、わが国経済は国際収支の悪化を招き、その改善をはかるため、本年九月以降、三千億円にのぼる財政の執行繰り延べ、また金融面における公定歩合の引き上げ等、財政金融一体となっての景気調整策が講ぜられていることは御承知のとおりであります。

特に、先般のポンドの切り下げを契機として、わが国経済を取り巻く国際環境が一そうきびしさを増し、国際収支の均衡回復の前途必ずしも容易ではないと思われるこの際、われわれ日本民族は一致結束して、この経済の危局打開に当たるよう、一部極端な悲観論を乗り越え、建設的な国会の論議を通じて、愛国的な世論が一段と盛り上がるよう切に期待して、私の賛成討論を終わる次第であります。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　塚本三郎君。

〔塚本三郎君登壇〕

○塚本三郎君　私は、民主社会党を代表し、ただいま上程されております昭和四十二年度一般会計補正予算案、特別会計補正予算案、政府関係機関補正予算案の三案に対し、一括して反対するものであります。（拍手）

現下の日本経済を取り巻く環境は、内外ともにきわめてきびしいものがあります。すなわち、内においては、景気過熱による金融引き締めの措置によって引き起こされている産業界、とりわけ中小企業の破産、倒産の問題がその第一であり、依然として高騰を続ける消費者物価の問題がその第二であり、顕在化した財政硬直化問題がその第三の問題であります。

さらに、対外的には、明治以来第二の黒船の到来といわれる資本取引の自由化と、特恵関税供与に踏み切ったわが国の産業に占める中小企業者の不安がその第一の問題であり、アメリカの景気停滞から、当然予想せられる輸出の伸び悩みがその第二の問題であり、イギリスのポンド単価切り下げに端を発した世界的高金利時代の到来などがその第三の問題であります。

これら内外の諸問題に直面する日本経済の実情は、言語に絶する重大時期に立たされております。これが対処の方策を誤れば、わが国の受ける経済的打撃は決定的なものとなり、国民生活に与える影響はきわめて重大であるといわねばなりません。しかるに、本臨時国会を通じて明らかにされた政府の経済運営方針は、重大な環境の変化にもかかわらず、従来の政策に固執し、意欲的な経済改革案と対策を持たず、いたずらに当面を糊塗することにきゅうきゅうとしているではございませんか。

その第一は、景気調整問題であります。

政府は国際収支の赤字に直面して、この九月に公定歩合の一厘引き上げ、予算の三千億円繰り延べ等、一連の景気引き締め政策を打ち出しました。これは、かつて、昭和三十二年三月、三十六年七月、三十九年三月の三回にわたって繰り返してきた道であり、まさにいつか来た道、不況の道であります。資本主義経済の最大の欠陥は、その無計画性、無政府性にありますが、今回の国際収支の赤字を招いた最大の原因も、また従来の例に漏れず、民間設備投資の行き過ぎであります。民間設備投資は、政府の当初見通し一四・八％の伸びに対して、実に三〇％近い伸びが予想されているのであります。この設備投資の合理的、計画的調整こそわが国経済の最大の課題といわざるを得ません。

ところが政府は、景気過熱の調整を、公共事業の繰り延べという手段をもって、社会資本に圧力を加え、最後は常に金融引き締めによって、結果的には中小企業にしわ寄せをする以外に方法がないという結果を招来しているではありませんか。（拍手）さらに、先進国中最もわが国が比率において低いといわれる消費支出に対してまでも、その抑制をはかろうとしているではありませんか。これは、明らかに佐藤内閣の大企業偏重、国民生活軽視のあらわれといわなければなりません。（拍手）

わが党は、過去数回、そして、いままた激しい景気変動を引き起こさざるを得ない資本主義経済の宿命である無政府性、民間設備の投資の無計画性にこそ、根本的なメスを入れなければならないと考えるのであります。（拍手）このため、法律に基づいた設備投資計画会議の設置、新しい設備投資調整のための税制の導入などを、早急に確立すべきことを主張いたします。

第二は、依然として解決を見ない物価上昇の問題であります。

私どもがこの席において、物価上昇の原因とその解決策を政府に追及して以来、すでに六年有余を経過しているにもかかわらず、何ら効果的な対策が打たれず、依然として物価は上昇し続けております。物価問題ほど政府の無策を示すものはほかにありません。のみならず、今年初頭には比較的安定してきたかに見えた物価が、八、九、十月のわずか三カ月間に四・五％も高騰した原因は、政府による一連の公共料金値上げ措置であります。（拍手）つまり、政府主導型の物価上昇こそ、現在の物価問題の基本的性格であるといわなければなりません。健康保険料は八月から値上げされ、消費者米価は三年連続して引き上げられたことは、御承知のとおりであります。また、来年度には電話、電報料、国鉄定期、たばこ、酒、消費者米価等の値上げが、既定の事実のごとく報ぜられております。これら公共料金の値上げが、物価上昇ムードをかき立て、その政策的波及が一般物価の便乗値上げを誘発せしめていることは明らかであります。物価抑制の衝に当たるべき政府みずからが物価を引き上げて、どうして物価の安定を望むことができるのでございましょうか。（拍手）現在、最も必要なことは、政府の断固たる物価抑制の政策を国民に示すことであります。そのためには、公共料金の一年間値上げストップと消費者基本法をすみやかに制定すべきであります。異常事態に対しては、異常措置をもって対処することは、けだし当然でありましょう。

わが党が、政府に対してきびしく反省を求める第三の問題は、財政硬直化対策についてであります。

政府は、財政の硬直化が、あたかもこつ然とあらわれた問題であるかのごとく見せかけ、国民に対して、増税と公共料金の値上げか、さもなくんば、民生的支出の削減かという、二者択一の道しかないことを主張いたしております。これは、政府の責任回避もはなはだしいといわなければなりません。（拍手）財政硬直化の原因は、歴代保守党内閣による総花的放漫財政と無計画にして、かつ、安易な国債政策の導入にこそ原因のあることは、もはや国民の常識となっております。（拍手）しかるに、これが対策の犠牲を、公共事業費、公務員給与費、社会保障費、地方交付税交付金等々の削減と公共料金の引き上げなどに転嫁せんとする政府の意図は、断じてわが党の容認せざるところでございます。（拍手）

政府は、まず、現在のむだと非能率が充満している行政機構を徹底的に改革することであります。ところが、今回の補正予算案におきましては、わずかに二百九十二億円の既定経費削減が行なわれているにすぎません。わが党は、行政改革緊急三カ年計画を作成し、計画的な人員配置、公社、公団の整理統合、零細補助金の統廃合等を行なうならば、約五千億円の新規財源を確保できるものと確信いたしております。また、政府は、税の公平の原則を侵し、一部階級の利益だけに奉仕している租税特別措置を大幅に整理しなければなりません。これらもろもろの改革を放置した政府の財政硬直化対策は、いたずらに、国民に苦痛をしいるほかの何ものでもなく、特に、中小企業者の個人預金の洗い出しによって、いよいよきびしい徴税の態度を続ける以外にはなくなっておるではございませんか。

第四に、政府は、今回の補正予算案において、公務員の当然の権利である人事院勧告の完全実施をまたも見送ってしまいました。これに関連して、政府は、国家公務員の給与引き上げを物価の上昇率に見合って当初予算で見込むことを検討しておられるようでありますが、これは、人事院の勧告の制度を根本からくつがえし、ひいては、公務員給与を抑圧しようとするものであって、わが党の断じて認め得ないところであります。（拍手）

以上をもって、私は、本補正予算案に反対するの趣旨を述べてまいりました。顧みるに、歴代の保守党内閣の積弊にもかかわらず、戦後二十年間、国民の誠実なる努力と、勤労者の勤勉なる働きをもって、日本経済は着実にその地歩を固めてまいりましたが、いまや、わが国経済の直面する内外の諸情勢は、私どもが前述いたしましたごとく、過去のそれとは全く異なる大きな試練の曲がり角に立ち至ったことを、政府みずからが銘記せられ、全く新しい観点に立たれるべきであることを付言して、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　広沢直樹君。

〔広沢直樹君登壇〕

○広沢直樹君　私は、公明党を代表して、昭和四十二年度補正予算三案に対して、反対の意見を申し上げます。

まず、反対理由の第一点は、公務員給与改善に関する人事院勧告が完全に実施されていない点であります。

政府は、前年度よりも一カ月繰り上げたことにより、一歩前進したと説明しておるのでありますが、公務員法の性格、人事院の存在理由から見て、勧告を完全実施することは当然であります。しかるに、人事院勧告を無視して、実施期日の五月を三カ月もおくらせることは絶対に承認することはできないのであります。当然、財源措置については、当初予算の際に既定経費を十分検討し、節減することは考えられないわけがないのであります。

次に、反対理由の第二は、災害復旧費が十分手当てされていない点であります。

本年度の土木、農林水産施設の災害は千九百七十億の巨額に達したのでありますが、これに対して、いままでに予備費で二百二十億円支出し、今回の補正で七十六億円を計上しているにすぎません。残余の予備費で多少支出されるといたしましても、とても十分なものとは言えません。被災者のことを考えるとき、災害復旧をすみやかに行なうために、災害復旧費をさらに増額すべきことを要求するものであります。財源については前に申

し上げたとおりであります。

さらに、第三点といたしましては、食管会計への繰り入れ措置についてであります。

政府は、十月一日から、消費者米価を一四・四％値上げしたのでありますが、その上に、また大豊作によって、政府の米の買い入れが九百五十万トンと大幅に増加し、当初予算として、千二百八十七億円を組んでいたのでありますが、二千四百七十億円と約二倍の増加になったのであります。政府は、当初予算計上の買い入れ見込み七百七十五万トンは、四十一年度より二十五万トンも少ない量で見積もっていたのであります。これはいかなる理由によるものか、政府の見込み違いもはなはだしいといわざるを得ないのであります。

さらに大きな問題は、当初予算並びに補正予算のあり方について、政府の誤りを指摘せなければなりません。政府は、さきの当初予算編成にあたり、当然公務員の給与改善、災害復旧費及び食管会計への繰り入れ等は、毎年の主要な補正要因であり、半ば既定の事実としてわかっていたはずであります。なれば、不要不急の予算の整理、経費の節減などをはかり、当初においてある程度組み入れ措置を講ずべきであります。ところが、政府はこれらの要因に対して何らの対策も立てず、景気中立型予算として五兆円近くにもなる大型予算を編成したのであります。そのために景気は次第に過熱的傾向を示し、国際収支は大きな赤字を出すに至りました。政府は国内需要を押え、国際収支の改善をはかるべく、財政繰り延べ、公定歩合の一厘引き上げなど、一連の引き締め政策をとらざるを得ない結果となったのであります。

また、英国におけるポンド切り下げ、公定歩合の大幅引き上げにより、世界経済は大きく変動し、その影響を受けて国際収支はさらに悪化し、記録的な中小企業の倒産をよそに再び引き締め強化をとらざるを得ない、まことに憂慮すべき状態に立ち至ったのであります。これはまさに経済の見通しを大きく誤った財政政策の失敗によるものであります。いわんや、今度の補正予算は修正減少額を差し引いても二千五百二十五億円余となっており、これは四十一年度の補正予算千六百二十九億円、四十年度は六百五十一億円、さらに三十九年度の八百五十一億円に比べて、まさに空前の超大型補正予算となったのであります。これをさきの当初予算に合わせますと、実に五兆二千三十四億円の巨額に達し、前年度の当初予算四兆三千百四十三億円に対しては二〇・七％の増加であり、補正後の四兆四千七百七十一億円に対しても一六・二％の増加となっているのであります。景気過熱が叫ばれ、抑制的傾向にあるとき、景気調整的機能を持つ財政を膨張させることは、ますます景気を刺激することは当然であります。

そこで、政府は、補正予算を組むにあたり、財政硬直化を必要以上に強調し、財政難を理由に人事院勧告を無視して、公務員給与改善費あるいは災害復旧費を押えるなど、極力予算を削減しようとしたのであります。これは政府の放漫財政による失敗を国民にしわ寄せしようとする以外の何ものでもありません。これはその要因が補正予算にあるというより、むしろ当初予算にあるのであります。前五十六国会の予算委員会の討論において、わが党が声を大にして述べたごとく、財界や各種圧力団体に押されて、総花的予算の編成を行なったことが果を及ぼしているのであります。

こうした問題をさておき、補正予算を組む安易な考え方は、本予算の編成を周到にすべきことをないがしろにし、経費の効果的使用や資源配分の適正を目ざす予算のバランスをくずすことになるのであります。予算の追加あるいは修正は財政法で認められているところであり、また必要性もあることであります。しかし、税の自然増収にたより、補正予算を組む安易さは、税収の持つ景気調整に関する制度の機能を阻害する要因となり、結局はフィスカルポリシーの効果を弱め、財政を放漫化し、硬直化の原因にもなっておるのであります。政府がこうした態度を今後においても改めない限り、予算の膨張、財政硬直化の傾向はとどまることなく、ひいては国民生活の圧迫となることは必至であり、政府の猛省を促すものであります。（拍手）

以上のことから、わが党は、今回の補正予算三案に対して反対するものであります。

以上をもって反対討論を終わります。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石井光次郎君）　起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

取引所税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○竹内黎一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、取引所税法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（石井光次郎君）　竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君）　御異議なしと認めます。

取引所税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

取引所税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年十二月八日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

取引所税法の一部を改正する法律

取引所税法（大正三年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第九十四条」を「第九十三条ノ規定ニ違反シタル行為アリタルトキ、商品取引員ニ対スル商品市場ニ於ケル売買取引ノ委託ノ媒介、取次若ハ代理ヲ引受ケタル商品取引員其ノ媒介、取次若ハ代理ヲ為サズ自ラ其ノ相手方ト為リテ売買ヲ成立セシメタルトキ」に改める。

附　則

1　この法律は、商品取引所法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十七号）の施行の日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた取引税については、なお従前の例による。

3　改正後の第十七条第一項に規定する商品取引員には、商品取引所法の一部を改正する法律附則第三項に規定する期間内は、同項の規定により商品取引員とみなされる者を含むものとする。

4　この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる取引税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

商品取引所法の一部を改正する法律の施行に伴い、取引所税法について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（石井光次郎君）　委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事金子一平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君　ただいま議題となりました取引所税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の報告を申し上げます。

この法律案は、さきの第五十五回国会で商品取引所法の一部が改正されたことに対応する取引所税法についての一部規定の整備を行なうものであります。

すなわち、商品取引所法において、のみ行為の禁止に関する規定が改正されましたので、この改正前の規定をそのまま引用している現行取引所税法第十七条の罰則規定についても、これに対応する整備を行なおうとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、本十五日全会一致をもつて原案のとおり可決となりました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君）　御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（石井光次郎君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	佐藤　榮作君	
法務大臣	赤間　文三君	
外務大臣	三木　武夫君	
大蔵大臣	水田三喜男君	
文部大臣	灘尾　弘吉君	
厚生大臣	園田　直君	
農林大臣	倉石　忠雄君	
通商産業大臣	椎名悦三郎君	
運輸大臣	中曾根康弘君	
郵政大臣	小林　武治君	
労働大臣	小川　平二君	
建設大臣	保利　茂君	
自治大臣	赤澤　正道君	
国務大臣	木村　武雄君	
国務大臣	木村　俊夫君	
国務大臣	田中　龍夫君	
国務大臣	鍋島　直紹君	
国務大臣	増田甲子七君	
国務大臣	宮澤　喜一君	

○朗読を省略した議長の報告

（議決通知）

一、去る十二日、知野事務総長から宮坂参議院事務総長及び井野裁判官弾劾裁判所裁判長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員安倍晋太郎君辞職につきその補欠として山下元利君を選任し、同君の職務を行なう順序は第一順位と指定した旨通知した。

一、去る十二日、知野事務総長から宮坂参議院事務総長及び中山裁判官訴追委員会委員長職務代行者宛、本院は裁判官訴追委員灘尾弘吉君辞職につきその補欠として田中伊三次君を選任した旨通知した。

一、去る十二日、本院は国家公安委員会委員に名川保男君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は社会保険審査会委員に大村潤四郎君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は日本放送協会経営委員会委員に網島毅君、伊藤佐十郎君、鈴木信雄君及び藤田三郎君を任命したことについて同意した

旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は公共企業体等労働委員会委員に隅谷三喜男君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は地方財政審議会委員に新居善太郎君、今吉敏雄君、久保田義麿君、鈴木武雄君及び武岡憲一君を任命したことについて同意した旨内閣に通知した。

（選出通知）

一、去る十二日、本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次の通り選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

山手　滿男君（赤澤正道君辞任につきその補欠）

同予備委員

上村千一郎君（委員山手滿男君の予備委員）

（指名通知）

一、去る十二日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員竹下登君及び同橋本龍太郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は北陸地方開発審議会委員に衆議院議員坂田英一君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員西岡武夫君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員橋本登美三郎君及び同大平正芳君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は台風常襲地帯対策審議会委員に衆議院議員田村良平君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員鴨田宗一君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十二日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員橋本登美三郎君及び同大平正芳君を指名した旨内閣に通知した。

（政府委員任命）

一、去る十二日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十一日付議長において承認した瓜生順良外三名を去る十二日第五十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（要求書受領）

一、今十五日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に大久保太三郎君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（理事補欠選任）

一、去る十二日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事　古屋　亨君（理事久保田円次君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

理事　塩川正十郎君（理事岡崎英城君去る十二日理事辞任につきその補欠）

法務委員会

理事　井原　岸高君（理事安倍晋太郎君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

大蔵委員会

理事　金子　一平君（理事藤井勝志君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

理事　小沢　辰男君（理事三池信君去る七日委員辞任につきその補欠）

商工委員会

理事　宇野　宗佑君（理事小川平二君去る十一月二十五日委員辞任につきその補欠）

一、去る十三日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文教委員会

理事　谷川　和穂君（理事八木徹雄君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

農林水産委員会

理事　草野一郎平君（理事仮谷忠男君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

理事　熊谷　義雄君（理事倉成正君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

一、昨十四日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事　上村千一郎君（理事藤尾正行君昨十四日理事辞任につきその補欠）

運輸委員会

理事　木部　佳昭君（理事進藤一馬君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

理事　砂田　重民君（理事細田吉蔵君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任）

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　島上善五郎君　春日　一幸君

芳賀　貢君

大蔵委員　広沢　直樹君

社会労働委員　八木　一男君　猪俣　浩三君

予算委員　猪俣　浩三君　芳賀　貢君

折小野良一君　島上善五郎君

八木　一男君

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の

辞任を許可した。

内閣委員　塩谷　一夫君　周東　英雄君
大蔵委員　野口　忠夫君　樋上　新一君
　　安井　吉典君
予算委員　周東　英雄君　塩谷　一夫君
決算委員　安井　吉典君　野口　忠夫君

一、昨十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　稲村　隆一君　淡谷　悠蔵君
地方行政委員　華山　親義君　多賀谷眞稔君
法務委員　高田　富之君　山田　太郎君
　　中谷　鉄也君　沖本　泰幸君
外務委員　渡部　一郎君
文教委員　吉田　賢一君
社会労働委員　淡谷　悠蔵君　石橋　政嗣君
　　稲村　隆一君　佐藤觀次郎君
商工委員　稲村左近四郎君
運輸委員
　　沖本　泰幸君　山田　太郎君
逓信委員　安宅　常彦君

建設委員　高橋　英吉君　勝澤　芳雄君
　　石橋　政嗣君
予算委員　猪俣　浩三君　春日　一幸君
　　浅井　美幸君
議院運営委員　中谷　鉄也君　高田　富之君

（常任委員補欠選任）

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　芳賀　貢君　折小野良一君
　　島上善五郎君
大蔵委員　樋上　新一君
社会労働委員　猪俣　浩三君　八木　一男君
予算委員　八木　一男君　島上善五郎君
　　春日　一幸君　芳賀　貢君
　　猪俣　浩三君

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　周東　英雄君　塩谷　一夫君
大蔵委員　安井　吉典君　広沢　直樹君
　　野口　忠夫君

予算委員　塩谷　一夫君　周東　英雄君
決算委員　野口　忠夫君　安井　吉典君

一、昨十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　淡谷　悠蔵君　稲村　隆一君
地方行政委員　多賀谷眞稔君　華山　親義君
法務委員　中谷　鉄也君　沖本　泰幸君
　　高田　富之君　山田　太郎君
外務委員　浅井　美幸君
文教委員　春日　一幸君
社会労働委員　稲村　隆一君
　　淡谷　悠蔵君　石橋　政嗣君
商工委員　佐藤觀次郎君
運輸委員　高橋　英吉君
　　山田　太郎君　沖本　泰幸君
逓信委員　猪俣　浩三君
建設委員　稲村左近四郎君　石橋　政嗣君
　　勝澤　芳雄君
予算委員　安宅　常彦君　田畑　金光君
　　渡部　一郎君

議院運営委員　高田　富之君　中谷　鉄也君

（理事補欠選任）

一、昨十四日、交通安全対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　井上　泉君（理事山田耻目君昨十四日理事辞任につきその補欠）

（特別委員辞任）

一、去る十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

物価問題等に関する特別委員　正木　良明君

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員　松前　重義君　石田　宥全君

一、昨十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員　松前　重義君　佐々木良作君
　　石田　宥全君　小澤　貞孝君
石炭対策特別委員　廣瀬　正雄君
産業公害対策特別委員　加藤　万吉君　工藤　良平君
　　中井徳次郎君　吉田　之久君
　　石田　宥全君　佐野　憲治君
　　古川　喜一君　小澤　貞孝君
交通安全対策特別委員　春日　一幸君　塚本　三郎君

（特別委員補欠選任）

一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員　有島　重武君

一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

石田　宥全君　　松前　重義君

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

石田　宥全君　　小澤　貞孝君

松前　重義君　　佐々木良作君

石炭対策特別委員　　伊藤宗一郎君

産業公害対策特別委員

古川　喜一君　　石田　宥全君

佐野　憲治君　　小澤　貞孝君

工藤　良平君　　中井徳次郎君

加藤　万吉君　　吉田　之久君

交通安全対策特別委員

塚本　三郎君　　春日　一幸君

（議案付託）

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

以上三件　内閣委員会　付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）

以上二件　法務委員会　付託

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外二名提出、衆法第三号）

公職選挙法改正に関する調査特別委員会　付託

（議案送付）

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外二名提出）

（議案撤回）

一、昨十四日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（河野密君外十三名提出）

（議案撤回通知）

一、次の議案は、昨十四日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（河野密君外十三名提出）

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十二日

地方行政委員長　亀山　孝一

衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十二日

法務委員長　大坪　保雄

衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の会計に関する事項、税制に関する事項、関税に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十二日

大蔵委員長　内田　常雄

衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十二日

商工委員長　島村　一郎

衆議院議長　石井光次郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十三日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十三日

社会労働委員長　川野　芳滿

衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年十二月十三日

農林水産委員長　本名　武

衆議院議長　石井光次郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、栄典に関する事項
二、調査の目的
国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和四十二年十二月十四日　内閣委員長　三池　信
衆議院議長　石井光次郎殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、陸運に関する事項
二、海運に関する事項
三、航空に関する事項
四、日本国有鉄道の経営に関する事項
五、港湾に関する事項
六、海上保安に関する事項
七、観光に関する事項
八、気象に関する事項
二、調査の目的
右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和四十二年十二月十四日　運輸委員長　内藤　隆
衆議院議長　石井光次郎殿

昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨
本補正予算は、公務員給与の改善、災害対策、食糧管理特別会計への繰入及び義務的経費の追加等に必要な経費について、補正措置を講じたものであり、その財源としては、租税及印紙収入及び税外収入を充当することとしている。
本補正の結果、昭和四十二年度一般会計予算は次のとおりとなる。

歳入

当初	四、九五〇、九一〇百万円
補正	
追加	二五二、五二七百万円
修正減少	三二五、七三一百万円
計	△七三、二〇四百万円
歳出	
当初	五、二〇三、四三七百万円
補正	
追加	四、九五〇、九一〇百万円
修正減少	二五二、五二七百万円
計	三〇一、四一四百万円
	△四八、八八七百万円
	五、二〇三、四三七百万円

本補正予算の概略は次のとおりである。

歳入

1　租税及印紙収入	二九〇、〇六四百万円
2　専売納付金	九、〇〇六百万円
3　官業益金及官業収入	二四一百万円
4　政府資産整理収入	三二〇百万円
5　雑収入	二一、八九六百万円
6　公債金	六九、〇〇〇百万円
公債発行予定額を減少したことに伴うものである。	

歳出

1　給与改善費	五四、四七〇百万円
人事院勧告に伴う国家公務員等の給与改善を四十二年八月一日より実施することに要する経費である。	
2　災害復旧等事業費	一四、七〇一百万円
四十二年発生災害及び過年発生災害による公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費である。	
3　食糧管理特別会計へ繰入	一一八、〇〇〇百万円

四十二年産国内米の政府買入価格の引上げ及び国内米の政府買入数量の著増見込等により、食糧管理特別会計の食糧管理勘定の損失額が当初予算での予定額より増加が見込まれるので、一般会計から同特別会計の調整勘定への繰入れを追加するため必要な経費である。

4　義務的経費の追加

(1)　生活保護費　一一四百万円
(2)　児童保護費　一、一一七百万円
(3)　国民健康保険助成費　一六、一八一百万円
(4)　法定伝染病予防費補助金　一〇六百万円
(5)　義務教育費国庫負担金　二、〇一八百万円
(6)　養護学校教育費国庫負担金　一四一百万円
(7)　恩給費　一、七〇〇百万円
(8)　遺族及び留守家族等援護費　三六六百万円
(9)　農業共済再保険特別会計へ繰入　四四三百万円
(10)　漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入　七四百万円

右の追加額は、いずれも四十一年度精算不足額、または四十二年度不足見込額を補てんするため必要な経費である。

5　交通安全対策費

(1)　都道府県警察費補助金　五二八百万円
(2)　揮発油税等財源の道路整備特別会計へ繰入　六、〇〇〇百万円

右の追加額は、いずれも児童等の交通事故を防止するため、国及び地方公共団体等が施行する通学路にかかる交通安全施設等整備事業に必要な経費及び一部補助に必要な経費である。

6　産業投資特別会計へ繰入　五、〇〇〇百万円

7　輸出保険特別会計へ繰入　三、〇〇〇百万円

8　診療報酬等の改定に伴う増加経費

(1)　生活保護費　二一〇百万円
(2)　児童保護費　一〇百万円
(3)　国民健康保険助成費　二、三六四百万円
(4)　結核医療費　九〇百万円
(5)　遺族及び留守家族等援護費　二百万円

右の追加額は、いずれも薬価引下げ及び診療報酬の改定の結果必要となる経費である。

9　国際分担金其他諸費　二六五百万円

東南アジア漁業開発センターのタイの訓練部局設置に要する資金を拠出するため必要な経費である。

10　地方交付税交付金　七四、九一二百万円
11　既定経費の節減　△　二九、二〇八百万円
12　調整手当の新設に伴う暫定手当の減額　△　二、六七九百万円
13　予備費の減額　△　一七、〇〇〇百万円

（金額は百万円未満四捨五入）

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた理由に基づき、特に緊急に措置を要するものについて、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年十二月十五日

予算委員長　植木庚子郎

衆議院議長　石井光次郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年度一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

公務員給与については、漸次改善されつつあるが、政府は今後とも人事院勧告を完全実施するよう最善の努力をすべきである。

右決議する。

昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、産業投資特別会計等十四特別会計について、それぞれ所要の補正措置を講ずるものである。

次に、本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

1　産業投資特別会計

歳入においては、一般会計から五十億円を受け入れるとともに、歳出においては、日本輸出入銀行の業務に必要な資金の増加に伴い、同銀行に対する出資金四百三十億円を四百八十億円に五十億円増額することとしている。

2　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入においては、一般会計補正予算に追加計上した地方交付税交付金の増加額七百四十九億一千二百万円を一般会計から受け入れ、また地方道路税の増収見込額十億八千二百万円を追加計上するとともに、「交付税及び譲与税配付金特別会計法」及び「昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律」に基づく借入金について二百億円を繰上償還するに伴う四十二年度借入金の修正減少を行なうこととしている。他方、歳出においては、地方交付税交付金の増加額五百四十九億一千二百万円、地方道路譲与税譲与金の増加額十億八千二百万円を追加計上することとしている。

3　石炭対策特別会計

歳入においては、原重油関税の増収見込額四十一億五百万円を追加計上する等の補正を行なうとともに、歳出においては、石炭鉱山の閉山の増加に伴う炭鉱整理促進費補助四十三億三百万円、石炭鉱業合理化事業団に対する再建資金三億円等を追加計上するほか、既定予算の節約額等を修正減少することとしている。

4　食糧管理特別会計

(1)　国内米管理勘定

四十二年産国内米の政府買入価格の引上げ等に伴い、国内米買入費を六百八十億九千五百万円、国内米管理費を六十九億七千二百万円追加する等の補正を行なうものである。

(2)　業務勘定

政府職員の給与改善等のため、事務費（追加額十三億八千万円、修正減少額一億七千万円）等の補正を行なうものである。

(3)　調整勘定

国内米管理勘定における国内米買入費の増加等に伴い、それらの財源を同勘定等へ繰り入れるために必要な食糧買入費等財源他勘定へ繰入（追加額二千二百三十三億二千六百万円、修正減少額六百四十五億八千四百万円）等の補正を行なうものである。

5　輸出保険特別会計

輸出保険事故の増加に伴い、保険金を百五十億九千万円、事務取扱費を三億二千五百万円追加計上するとともに、この財源として予備費百十三億四千二百万円を修正減少するほか、本会計自体の歳入増加額十億七千二百万円と一般会計より受入三十億円計四十億七千二百万円をあてることとしている。

6　道路整備特別会計

児童等の交通事故を防止するため、交通安全施設等整備事業に必要な経費（六十七億三千二百万円）等を追加計上するとともに、事務費等の既定予算の節約等に伴う修正減少を行なうこととしている。

なお、以上の六特別会計以外（国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、特定土地改良工事、港湾整備、治水）は、いずれも公務員の給与改善及び既定経費の節減等のため補正するものである。

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要するものについて、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年十二月十五日

予算委員長　植木庚子郎

衆議院議長　石井光次郎殿

［別紙］

昭和四十二年度特別会計補正予算（特第1号）に対する附帯決議

公務員給与については、漸次改善されつつあるが、政府は今後とも人事院勧告を完全実施するよう最善の努力をすべきである。

右決議する。

昭和四十二年度政府関係機関補正予算（機第一号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道に関するもので、仲裁裁定の実施に伴い不足する財源を補てんするため、借入金及び鉄道債券一六、五〇〇百万円（全額財政投融資）を追加することとしている。

本補正による日本国有鉄道の収入支出予算額は次のとおりとなる。（単位未満四捨五入）

損益勘定

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	八五七、一七一	八五七、一七一
補正		
追加	○	一六、五〇〇
修正減少	○	△　一六、五〇〇
計	八五七、一七一	八五七、一七一

資本勘定

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	四七六、六五六	四七六、六五六
補正		
追加	一六、五〇〇	○
修正減少	一六、五〇〇	○
計	四七六、六五六	四七六、六五六

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、緊急を要する経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年十二月十五日

衆議院議長　石井光次郎殿

予算委員長　植木庚子郎

取引所税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第五十五回国会で可決成立した商品取引所法の一部を改正する法律（昭和四二、七、二九、法第九七号）により、「のみ行為」に関する禁止規定が改正されたことに伴い、改正前の当該条文をそのまま引用している取引所税法第十七条の規定について、所要の整備を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

商品取引所法の一部を改正する法律の施行に伴う措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年十二月十五日

衆議院議長　石井光次郎殿

大蔵委員長　内田　常雄

衆議院会議録第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四四	四	三	ざごい	ござい
五二	二	末	勤告	勧告
五五	一	二 三	きわるま	きわまる
五五	二	二 三	奄美大大島	奄美大島
五九	一	一	明なかな	明らかな

衆議院会議録第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六七	欄外		法律一案外案	法律案外一案
七〇	三	一三	佐藤榮作君〕	佐藤榮作君登壇〕
七一	二	八	これは	これを
七一	三	六	三田三喜男君	水田三喜男君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部　二十五円
（ただし長期紙は三十円）
（配送料共）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）